

会議録

平成30年3月8日(木)
場 所 3階 第1研修室

会議名：第3回平成30年度予算等審査特別委員会

出席委員：鈴木委員長、吉田副委員長、佐藤委員、新井田委員、平野委員、竹田委員
相澤委員、手塚委員、福嶋委員

欠席委員：なし

オブザーバー：又地議長

会議時間 午前9時30分～午後5時15分
事務局 吉田、西嶋

開 会

1. 委員長挨拶

鈴木委員長 それでは定刻になりましたので、ただいまから、3月7日に引き続き、第3回平成30年度木古内町予算等審査特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は9名でございます。

よって、木古内町議会委員会条例第14条の規定による、委員の定足数に達しておりますので、委員会は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の会議次第は別紙配付のとおりです。

建設水道課の皆さん、おはようございます。

昨日も行政側と予算について、町民のことを思った前向きな議論が活発的に行われた予算委員会で行われました。

建設水道課の皆様におかれましても、おそらく委員のほうから真摯で活発的な質疑もあるかと思いますが、真摯で町民のためを思ったご答弁をいただければ大変嬉しく思います。

2. 審査事項

(1) 建設水道課

鈴木委員長 それでは早速、会議次第のとおり、審査を進めてまいります。

はじめに、課長より平成30年度予算について、概要等の説明があれば簡潔にお願いいたします。なければ、予算の説明に入ってください。

構口課長。

構口建設水道課長 委員の皆様、おはようございます。前日からの審査、ご苦労様です。

建設水道課におかれましては、概要といたしましては、その課の部分で随時説明していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、建設水道課においては、一般会計の部分で建設グループとして、施設・財産、土木、建築を所管しております。

その次に、上下水道グループとして、水道事業会計を上水にて、下水道事業特別会計を

下水担当にて行っておりますので、この順番で説明していきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

それでは、施設・財産担当の所管のほうから説明させていただきます。

予算書のほうは、42ページからになります。あわせて、資料番号2の80ページから81ページになりますので、ご参照願います。

まず、施設・財産の歳出のほうから説明いたします。

2款 総務費、1項 総務管理費、3目 施設管理費でございます。

本年度予算額 9,595万4,000円、前年度対比全体では、1億4,529万5,000円の減額となっております。

要因といたしましては、前年度、委託料・工事請負費にて、旧J R江差線の橋梁撤去工事を予算計上していたことによるものでございます。

4節 共済費、7節 賃金、9節 旅費、11節 需用費、12節 役務費については、概ね例年どおりとなっております。

43ページになります。

13節 委託料 3,262万5,000円、前年度比 232万8,000円の減額ですが、これも旧J R江差線に係る橋梁撤去の設計を予算計上したもので、そのほかは前年度と同様となっております。

今年度、新規に町有施設のアスベストの検査を委託として計上しております。

14節 材料及び賃借料 131万9,000円は、前年と同様となっております。

15節 工事請負費 370万円、前年度対比 1億2,190万円の減額ですが、これも旧J R江差線の橋梁撤去工事の予算を計上したことによるものでございます。

あと、産業会館の耐震工事を行ったことによるものでもございます。

新年度については、鶴岡地区の農村センター、町内会の要望もあった項目ですが、玄関の改修・スロープの設置工事を行う予定でおります。

資料のほうの番号2で、80ページに事業内容と81ページに位置図を載せておりますので、ご参照ください。

16節 原材料は10万円は、前年度と同様です。

18節 備品購入費です。

357万5,000円、前年度対比 225万8,000円の増額ですが、新年度については車両2台の購入を予定しております。この2台につきましては、施設管理における軽トラのダンプと健康管理センターで使用する車を購入する予定でございます。

44ページになります。

19節 負担金補助及び交付金 44万9,000円、前年度対比 96万7,000円の減額ですが、下水道受益者負担金の前年度施行した港町地区の町有地に賦課されるものでございます。

25節 積立金 旧江差線施設解体撤去事業準備基金積立金 7万1,000円は、当該基金の利子分を積み立てるものでございます。

27節 公課費 48万8,000円は、車検を受ける19台分の重量税となります。

以上が、歳出になります。

次に、歳入についてご説明いたします。

21ページにお戻りください。

上から、12款 使用料及び手数料、1項 使用料、1目 総務費使用料、1節 会館使用料 前年度と同額です。

23ページになります。

上の表になりますが、3目 衛生手数料、2節 畜犬手数料 前年度と同額です。

30ページになります。

中段の表になりますが、15款 財産収入、1項 財産運用収入、1目 財産貸付収入、1節 土地建物貸付収入のうち、町有地・建物貸付収入 505万8,000円が財産の所管分となります。

4節 町職員住宅貸付収入 104万6,000円は、前年度と同額です。

2目・1節 利子及び配当金のうち、下から5段目になりますが、旧江差線施設解体撤去事業準備基金積立金利子収入 7万1,000円が財産所管となります。

31ページになります。

上段の表になります。15款 財産収入、2項 財産売払収入、1目 不動産売払収入、1節 土地売払収入、その三つ目の表になります。3目・1節 物品売払収入、それぞれ1万円は科目出しとなっております。

36ページになります。

19款 諸収入、5項・1目・3節 雑入、中段になりますが、自動販売機の電気料 59万円、その下の森林組合電気使用料 12万円、職員住宅電気料 10万円が財産所管分となっております。

それと下から2段目になるのですが、雇用保険分の繰替金 26万6,000円のうち、2万8,000円が施設担当分でございます、一番下の公衆電話手数料等3万円のうち、1万円が施設分の担当所管となります。

以上が、歳入となります。施設・財産に関しては以上です。

鈴木委員長 それでは、建設水道課総務管理費についての説明が終わりましたので、各委員より質疑をお受けいたします。質疑、ございませんか。

佐藤委員。

佐藤委員 委託料の関係で43ページなのですが、町有施設アスベスト検査委託料と出ているのですが、町有の施設で現在もこのようなアスベストがあるのではないかとというような検査だと思うのですが、このほかにあるのですか。それともまた場所はどこなのですか。

(「関連」と呼ぶ声あり)

鈴木委員長 相澤委員。

相澤委員 一昨年でしたか、煙突のアスベストという形で調査したかと思うのですが、その時点で確かあとないよというようなことを言われたような気がするのですが、その辺も含めてお願いします。

鈴木委員長 構口課長。

構口建設水道課長 アスベストに関するご質問ですが、まず平成28年度にアスベストの調査をいたしました。その中で、この調査というのはまず空気中に飛散しているか、していないかの調査をするものでございます。その時にアスベストがある施設としては産業会館、この建物ですが、あと旧老健杉の木、公民館、この3箇所がございました。それで、前回の調査の中では空気中には飛散していないというまず確認ができました。その中で、現状

としてはそうなのですが、時間が経つことによって、また経年劣化がありますので、それに対して一昨年やって2年までは経っていませんが、再度この空気の飛散がしていないかという調査をまずしたいと考えてお願いします。その中で、仮に飛散しているということが確認がされれば、これに対しての撤去をどうするかということの対応をこれから考えていくような考えであります。

鈴木委員長 佐藤委員。

佐藤委員 今回、場所はどこなのですか。

構口課長。

構口建設水道課長 産業会館と旧老健、公民館、この3箇所でございます。この3箇所に、アスベストが混入されている煙突が使われてるということになります。あとの施設については、ございません。

鈴木委員長 ほか。

竹田委員。

竹田委員 今回の工事請負費で鶴岡の農村センターの玄関とスロープの工事、せっかくこの資料が添付になっているのだけれども、スロープはだいたいわかるのだけれども、玄関をどういうふうに改修するのだと。例えば、ただドアだけ取り替えるものなのか、玄関の例えば向きだとかあれを替えるのか、せっかくこういう立派な資料を2枚も添付になっていて、やはりその辺の概要。これ課長の説明では、地域の声を反映してのこういう改修だと言うからすごく良いことだなと思いますし、これは良いのですよ。ですけれども、せっかく資料添付するのであれば、その辺のドアの取り替えでなくて、玄関をどういうふうに向きを変えてこうなるよというやはりそういう資料を付けるべきだと思うのですよね。その辺含めて、どういう玄関の改修なのかという部分をちょっと。

鈴木委員長 構口課長。

構口建設水道課長 鶴岡地区の農村センターの玄関改修による資料の提示ができないかというお話ですが、私どものほうで建築担当のほうにおいて、概略の図面は作製しております。ただし、それに対してあくまでも概略で工事費のほうも算出した予算計上としております。今後、新年度においてさらに詳細な図面を作製した上で、図面の提供はできるかなと思われま。いまの考え方としては、スロープを設置するという事で、車椅子対応をしますので、既存の玄関の幅では狭いということなので、玄関をちょっと大きくするというような考え方を持っております。何らかの時点で詳細な図面ができ次第、資料提示するタイミングがありましたら提示したいと思います。

鈴木委員長 竹田委員。

竹田委員 説明していることも理解できないわけではないけれども、私達いま求めているのは詳細なというか正式なというかそういう図面というか、そういうものを求めているわけではない。いま説明されていたように、車椅子を対応するためには玄関の幅が狭いだとか、例えば段差を改修して車椅子で上がれるようにするとかそういうものの簡略な例えば構造図というか、そういうものがもし370万円という事業費を積算するための根拠として、そういうものも積み上げて370万円になっているわけだから、そういうことを求めているのだよね。だから、正式なものをできたら議会に提示しますと。そういうことを求めている。予算を計上するにあたってそういうものも必要でないと思うものだから、そうい

うものは付ける必要がないという考えなのか。やはり、今回はこれはこれとしても今後この主のものについては、そういうものの資料の添付も付けるようにしてほしいというようなことの要望を含めた発言なのですよね。その辺どうですか。

鈴木委員長 構口課長。

構口建設水道課長 工事費を算出する上で、概略の図面は作製しております。いま竹田委員からの要望ということもありますので、図面のほうはございますので、休憩というかそのくらいの時まで資料のほうを提出いたします。

鈴木委員長 わかりました。おそらく竹田委員が質問した内容と言いますか町民のかたがそれぞれの利用者で足腰の悪いかたでありましたりとか、より利用しやすい環境を盛り込んでほしいと。そのためには、概略の部分から図面を見て議論をしたいと。そういう思いも伝わってきた部分はあるのですが、あとで資料のほうを提出ということで、竹田委員よろしいでしょうか。

竹田委員。

竹田委員 言いたいのはこの改修費、工事の部分からすれば簡易な改修なのかなと思うのだけれども、ただ金額にすれば約400万円近い金額。一般家庭で考えれば、400万円の改修するといったらかなり大規模な改修だという捉え方なのですよ。だから、そのためにはただ玄関の改修をします、それはできてからのお楽しみではなくて、こういうふうにするのだというものの描いたものがたぶんがあるだろうとあっての発言ですから、別にこれも大変地域の要望を聞いての部分で大変良いことなものですから、やはりそういうみんな個々に金額ですから、そういう部分の財政的な危機感も含めて、もっていただきたいというふうに思っています。以上、特に。

鈴木委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

鈴木委員長 ないようですので、総務管理費については、終えたいと思います。

引き続き、土木費の説明を求めます。

構口課長。

構口建設水道課長 それでは、土木所管について、歳出のほうからご説明させていただきます。

予算書は、78ページからになります。あわせて、資料番号2 予算説明資料は、82ページから83ページになります。

8款 土木費、1項 土木管理費、1目 土木総務費です。

本年度 262万7,000円の計上で、前年度対比 570万1,000円の減額となっております。

要因といたしましては、前年度実施いたしました、道路台帳図の電子化と地図情報システムの更新に関わる委託料が終了したことによる減で、そのほかの予算計上については、昨年と同額となっております。

79ページになります。

2項 道路橋梁費、1目 道路維持費です。

本年度予算 1億2,121万5,000円の計上で、前年度対比 6,116万7,000円の減額となっております。

主な要因としましては、道路維持従事の臨時職員の配置を行わなかったことと、工事請

負費が大幅に減となったことによるものでございます。

13節 委託料は、前年度比と比較し、1,606万1,000円の増で、橋梁長寿命化事業として実施しております、橋梁点検を2橋実施する委託料として中野橋の補修設計を行うもので、委託料として計上しております。

資料番号2、82ページに事業内容、83ページに位置図を載せておりますので、あわせてご参照ください。

なお、町道管理委託料については、夏場の草刈りと除排雪経費となっております。

14節 材料及び賃借料は、前年度と比較し、125万2,000円の減で、町のタイヤショベルのリース期間が満了となったことによるものでございます。

15節 工事請負費は、橋梁長寿命化事業で実施している吉堀橋の補修工事の2年目と、町道大平1線の奥側で住宅地域内の生活用道路の改良舗装工事を実施する予定でございます。

資料のほうも同じく、82ページから83ページのほうをご参照ください。

続きまして、下の表になります。2目 道路新設改良費です。

本年度 117万1,000円の計上で、前年度対比 286万8,000円の減額となっております。

要因といたしましては、臨時の事務補助員を配置しないことによる賃金と共済費の減額です。

その他の計上予算については、昨年とほぼ同額となっております。

続いて、80ページになります。

3項 河川費、1目 河川総務費です。

前年度対比 100万円の増額としております。

11節 需用費の内訳といたしましては、春先の融雪等による河川の維持修繕に100万円、普通河川内の雑木除去に300万円としております。

次に、81ページになります。

8款 土木費、4項 都市計画費、1目 都市計画総務費です。

本年度予算 1億651万1,000円の計上で、前年度対比 577万3,000円の増額となっております。

13節 委託料ですが、前年度実施いたしました、都市計画マスタープランの見直し策定業務の2年目を実施する計画としておりましたが、道道の中央通、駅前の交差点からバイパスまでの区間になりますが、この事業着手に向けて北海道が動きはじめているということで、該当区間のこの区間を都市計画道路の変更、都市計画の変更を行わないといけません。そういった中で急がれる状況となっておりますため、今年度につきましては、この都市計画の変更に係る業務を行うことといたしております。なお、マスタープランについては、次年度31年度の業務として、また実施していくことで考えております。

その他の計上予算については、昨年とほぼ同額です。

99ページになります。

11款 災害復旧費、1項 土木施設災害復旧費、1目 河川災害復旧費です。

19節 負担金補助及び交付金について、前年度の災害対象事業に北海道の防災協会負担金が増えております。

以上が歳出になります。

鈴木委員長 続けてください。歳入をお願いします。

構口課長。

構口建設水道課長 歳入に入ります。

21ページにお戻りください。

表の一番下のほうになります。12款 使用料及び手数料、1項 使用料、3目 土木費使用料、1節 道路使用料、本年度予算額 44万2,000円。

2節 堤塘使用料、本年度予算額 6万2,000円の計上は、昨年とほぼ同額です。

24ページになります。

表の一番下段になります。13款 国庫支出金、2項 国庫補助金、4目 土木費補助金、2節 道路改良費交付金でございます。予算 1,298万円の計上でございます。

こちら社会資本整備総合交付金の橋梁長寿命化事業で、吉堀橋の補修工事と中野橋の補修設計、及び橋梁点検の交付金となっております。なお、補助率は約65%となっております。

次に、29ページになります。

一番下段の表になります。

14款 道支出金、3項 道委託金、5目 土木費委託金、1節 河川費委託金 樋門・樋管の操作委託金 54万5,000円分でございます。

2節 都市計画事務委託金で、道からの委託事務として屋外広告物等の除去に対する委託金となっております。

土木については、以上でございます。

鈴木委員長 土木費の予算案について説明が終わりましたので、各委員より質疑をお受けいたします。

質疑、ございませんか。

竹田委員。

竹田委員 80ページの土木費の道路維持費の中で、昨年まで非常勤職員の賃金を計上していましたが、今年度計上していないそのことが前年比の減額の要因の一つでもあるという説明も受けました。これもう非常勤の職員が必要でなくなったということだとたんそう思ったと思うのだけれども、その辺が。例えば、事業展開の中での事務費の範囲内での賃金ということであれしていたのか、道路維持のこの業務の中で臨時さんというか雇用が1名不足だから、賃金対応したという背景だと思うのだけれども、今年度急に例えば1名減でもいいのだというふうになった背景をちょっと説明してください。

それから、同じく79ページの道路維持の中で、前年比が減額になるのはそれぞれの事業の中での計上ですからそれは理解するのだけれども、その中で説明の中で減った要因として、ショベルのリースが満了になったと言っていますけれども課長、ショベルの部分紐解いてみれば、去年ショベルのこのリースありましたか。ちょっと私、調べられなかったのかもわからないけれども、見当たらなかったの。27年まではショベルのリースとして128万円計上になっていて、ただ28年の部分も見ただけでもちょっと探せなかった。だから、28年も計上ない、29年も計上ない。当然、30年にはショベルのリースが期間満了になったから当然ないというのだけれども、どうもその辺がどうだったのか。私がちょっと探せなかったか、2・3年前から調べてみたのだけれども、それが見当たらないものですから、

それはどうだったのかという部分。

それと、いま車庫にショベルが入っているのですよね。ショベルの活用、期間満了で町が買取したと思うのだよね。町の今度、備品になったわけです。その活用、何で眠らせて。

先般、車庫に行ってみたらショベルのバケットが砂利というか泥のまんま。ということは、雪が降ってから使っていないということなのです。たぶん11月頃から、今回の豪雪の中で。だから、先ほどの非常勤職員と相まって、そういう非常勤職員を雇って、ある機械を有効になぜ使わないのかなという。全部、今回の除排雪含めた部分は委託で、すごく直営よりは良くなったという地域のあれですからそれはそれでいいのですけれども、ただあるものを半年も寝かせて、もっとなぜ有効活用できないのかなというのを私不思議でならない。だから、もしオペレーターがいないのであれば、いろんな方法論はあると思うのだけれども、町の備品だから簡単に好きに使ってくださいというわけにはいかないと思うのだけれども、使い道のある人については、そういう運転資格がある人には貸し出しますよとか何らかのやはりショベルの活用を私はすべきだと思っています。あのショベル借りてきて、家の前をちょっと雪を取りたいと思う時も何遍もありました。何回もあそこ、家がちょっと近くですから車庫に行ってみれば、バケットが砂利のままなのですよね。

鈴木委員長 竹田委員、質問は3点でいいですか。

構口課長、説明を求めます。

構口建設水道課長 まず、大枠として道路維持費の減額によるご質問だと思います。

まず、昨年8月までに臨時職員がおりました。この者の退職によって今年度、臨時職員を採用しないという判断をいたしました。その判断をいたしました理由といたしましては、土木の担当、上水・下水・土木を担当しておりますが、あともう1人の臨時職員、この中で夏場の草刈については、対応できるという判断をしております。

次に、委託料ということでお話があった件なのですが、ショベルに関しては使用料で契約しております。この中で、まず町内業者のレンタルのほうとリース契約をしております。今年度5年目の長期契約を結んでいた中で、最後の年度となっております。

この中で、オペが役場の中にいないということもありますので、ここの中を大枠として先ほども申したように、夏場の維持管理に関しては、職員でやるという判断をした中で、ショベルの再リースは行わないという判断をいたしたところでございます。

最後に、ショベルの冬期間の活用ということでございますが、この点については私ども反省すべき点はあるとは思いますが、私どもの動きとしましては、8月に職員が退職したことによって、リース会社さんのほうにまずリースの解除ができないかというお話をさせていただきました。その中で、リース屋さんのほうでショベルの使用が別の会社であれば引き取りますよというお話をいただいております。そういった中で、この3月までそういったお話がない中で、きょうまでできました。確かに活用できなかったという部分はございますが、そういった背景もあった中で、基本的にはリースはしておりますが、リース会社さんの所有物ということもありますので、そこはむやみにその他に貸し出しということもできない状況でございましたので、ご理解願いたいと思います。

鈴木委員長 竹田委員。

竹田委員 そうすれば、リースで買い取りしたわけでもないの、期間満了で。何で車庫に入れる。何で町の持ちものでないのに、何で機械センターのいろんなものの例えば車庫で

も車出し入れでも活用できるのに、使わない人のもののショベルを何で保管するのと私は聞いているのです。だから、それをやはり活用できなかったという部分は、本当に非常に残念だ。これ言い方を変えれば、財政的に余裕があるからそういうことをしてもいいのです。許されると思っているでしょう。財政が厳しかったら努めて、委託を減らしてでも直であるものを活用してやはり動かすというふうに気持ちになるのではないかなと思うのですよ。だから、その辺が何かやはり、確かに担当は建設水道課でこの除雪含めた部分をやっていますけれども、やはり町全体でそれをどうするかという。せっかくショベルが3月まであるのだから、どうすると。場合によっては、期間を限定したオペレーターを雇用してでもいろんな細かいところに、一昨日の除雪の専決の時も議論をしましたがけれども、歩道の排雪・除雪だとかやることは私はいっぱいあると思うのですよね。ただ、その活用していないという部分については、副町長がいますので、その辺どう町としてやはり考えているのか、これからどうするかという部分をもし何かあればちょっと聞かせてもらいたいと思います。

鈴木委員長 構口課長。

構口建設水道課長 ショベルのリースに関しては、まず5年契約の長期契約というものを結んでおりました。その中で8月、約半年の残った契約期間の中で、契約解除ができないかお話を申し上げましたが、リース屋さんのほうでもやはり長期契約を結んでいるというメリットがなくなるということもございました。ただ、その中で話の中で別業者、別のものが使用したい、リースしたいということがあればその時に契約解除ができるというお話をいただいております。結果的に、使用したいという者が現れなかったということで、今日までショベルが使われず、車庫に置かされていたという状況は現実でございます。

そういった中で、この冬の大雪の中で竹田委員がおっしゃるようなことは、ごもつともだと思います。まずは、そういった中で重機を有効に使用できなかったという点は、これは反省すべき点とは思ってございますが、そういった契約の事情もあって、あとは役場内に重機を運転できる者もないということで、今日まで至っておりますので、ご理解願いたいと思います。

鈴木委員長 竹田委員、簡潔な質問でお願いいたします。

竹田委員 私は、この例えば非常勤職員の途中退職、辞めるという話はどこかの時点で話は聞いたのですよ。その時に、そうしたら重機をどうする。重機の活用をきちんと考えないからそうなる。除雪だけしか頭がないからそうなる。災害時に即対応するために、重機はやはりショベル、バケットは1台、町として必要なのだと。だから、リース期間の満了になっても置いて、非常時に対応するためにというような筋書きがなぜ出てこないの。私は、やはりそういうものの一環した流れというか、そういうものがあって重機が眠っている、言い方は失礼だけれども夏場以来稼働していないのだなという実態も理解もできる。

災害時の対応もあり、これありという部分も含めた部分。やはりこれから将来、いろいろ先般の一般質問でも出ていた災害対応の部分の議論もあるわけだから、そういう時に即、対応する。その場合の重機本体は町にあるけれども、オペレーターについては、どこかの会社と契約をして随時対応できるような態勢にするだとか、何かやはりそういうのがなければ、オペレーターがいないそういう部分も思うのですよね。

鈴木委員長 竹田委員、先ほどの中でたぶん繰り返しになるかと思いますが、一度暫時、

休憩をいたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時19分

鈴木委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほか。

福嶋委員。

福嶋委員 資料の82ページに大平生活道路改良舗装工事300万円、場所はどの辺か。これ地図を見ればわかりづらくて、消防署の付近だと思っただけけれども、大平地域がうちの町内会の地域なので、場所90mはどこなのかちょっと教えてください。

鈴木委員長 大平地区の生活道路場所。

構口課長。

構口建設水道課 ちょっと休憩をしてもらってもいいでしょうか。

鈴木委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時20分

鈴木委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

構口課長。

構口建設水道課長 場所に関しては大平1線のところで、大平の踏切を渡りまして、新幹線くぐって、右に曲がって、一つ目の大きなカーブのところのTの字になります。

鈴木委員長 福嶋委員。

福嶋委員 わかりました。去年の秋頃、その件について町内会長と私に陳情書と言いますか回ってきまして、地権者からのお願いできました。こんなに早くやってくれるとは思っては私、この辺はどうかというふうに思ったものですから、ありがとうございます。早急にやっていただいて、ありがとうございます。

鈴木委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時21分

鈴木委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほか。

手塚委員。

手塚委員 1点だけ、前にも聞いたような気がするのですが。78ページの樋門・樋管管理人報償費という部分があるのですが、35万2,000円、そして29ページに、収入の部で道委託金の中で54万5,000円の道からの。ということは、道河川の樋門ということでいいと思うのですが、箇所的に何箇所あって、管理人というのはどういう人な

のか。

鈴木委員長 構口課長。

構口建設水道課長 まず、樋門・樋管に関する箇所でございますが、箇所数としては22箇所でございます。管理人のほうに関しては、4名のかたにお願いをしております。主に作業の内容としては、春先のグリスを塗っていただくとかそういった部分をやっておりまして、どちらかというところ農業に従事するかたが主導になっております。

鈴木委員長 手塚委員。

手塚委員 私の作業する箇所にも何箇所かあるのですけれども、見るからに何か動いていない。それと、あと鍵はかかっているのですけれども、老朽化して錆びてガタッと落ちているとか、そういう状況になっていきますので、今年の18号の台風の時にもいろいろ河川から流入したり、山からの水がきたりして、その樋門を閉じれば山の水が溜まるし、川の水は入ってこないかもしれないけれども、こっちの水、ちょっと意味がないような感じで設定もしてあるし、いざという時に本当に動くのか動かないのかという部分で心配な部分がありますので、その辺道に対してきちんと改修だったりそういうものを言ってほしいのですけれども、要望です。

鈴木委員長 ほか。

平野委員。

平野委員 都市計画の昨年、まちづくり新幹線課から移行して、マスタープランを建設水道課が作る事業で849万円かけたのですけれども、これはまずは1年限りの業務委託でしたよね、昨年は。いまの説明で変更ということなので、まずこのマスタープランができあがってきたのかどうなのか。その中で、駅前の要は道路を広げる工事をするにあたって必要だということ。このマスタープランができあがらないとその工事にかからないというニュアンスでいいのかな、その辺ちょっと詳しくもう1回説明してもらっていいですか。

鈴木委員長 構口課長。

構口建設水道課長 まず、都市計画によるマスタープランに関わるご質問だと思います。

まず、マスタープランに関しましては、この都市計画というものを木古内町で引いております。この都市計画というものは、用途地域、あと都市計画道路、こういったものが計画となっております。昨年度、1年目としてこのマスタープランということで、これに対して新幹線も開業したということで今後、木古内町の都市計画をどうしていくべきかということをもとに基本的な構想を立てるということが今年度行ったものでございます。引き続き、2年目にこの用途地域と道路網をどういったものにしていくというものの検討に入るというのが2年目で考えておりました。

こういった中でスケジュール的に、まず北海道に説明するものになるのですが、その北海道との審査というものを受けないといけないというのがあります。それは、平成32年度まで行うものであったものですから、これに関しては1年ローリングしましょうということで、まず考えております。

先ほど、中央通の部分で都決変更が急務になってきたということもございましたので、当然お金もかかってくることでございますから、スケジュール的にちょっと再考し直しまして、平成30年度において中央通の都市計画の変更を行いまして、31年度に再度マスタープランの確定版を策定するというところで、予算計上する予定でございます。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

鈴木委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時31分

鈴木委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

各委員に確認でございます。質疑の時に、資料のページ数、予算の金額を明確に発言されてからの質問をしていただければ、進行のほうもスムーズにできるかと思っておりますので、ご協力のほうをよろしくお願いいたします。

ほか。

竹田委員。

竹田委員 79ページの道路維持の中で、これは賃借料で雪捨て場の借り上げで17万円、昨年ここ何年か同額で計上で、たぶん地権者とそういう協議の中で借り上げを変わっていないのだと思うのですよ。ただやはり縷々、地権者からの話を聞きますと、あと始末。雪が降った時は、堆積していいですよ。こういう時期になれば、時期がくればまた搬入して、そこ綺麗になるのですけれども、そのあと融雪時。やはりきちんとチェックしないとだめだと思う。できればそこに冬期間借りた部分、この賃借料の中でやりくりをして、砂利・碎石を1台投入するだとか、そして地盤が下がっただとか、そういうのを訴えても何の対応もしてくれないというそういう声も聞きますので、ぜひ今年度これからの雪解けを前に現地をチェックして。やはり雪を捨てて堆積して、溶けるとそこが宅地だったのか畑だったのか条件が違うのですけれども、そういう部分を含めて膿んでいるところには砂利を搬入してやるというそういう配慮をしてもらいたいと思います。要望で。

鈴木委員長 ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

鈴木委員長 ないようですので、土木費について、予算審査を終えたいと思います。

いまから10分間、暫時、休憩をいたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時43分

鈴木委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

休憩中に竹田委員より、資料請求がありました資料について、休憩中に配付いたしましたが、各委員これについて質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

鈴木委員長 ないようですので、引き続き、建築費の説明を求めます。

構口課長。

構口建設水道課長 それでは、建築担当の歳出からご説明いたします。

予算書は、82ページになります。あわせて資料番号2、84ページから87ページをご参照ください。

1目 住宅管理費です。

本年度 1,835万6,000円の計上で、前年度対比 2,441万7,000円の減額です。

減額の主な要因は、委託料と工事請負費の減によるものとなっており、予算の主な内容といたしましては、公営住宅の維持管理に要する経費となっております。

9節 旅費から12節 役務費までは、ほぼ前年度並みです。

委託料についてです。400万円の減額です。主な要因は、公営住宅等長寿命化計画作成業務が終了したことによるものです。

15節 工事請負費については、前年度対比 2,068万円の減額です。

資料の84ページに事業内容と、86ページに箇所図を載せておりますので、ご参照ください。

続きまして、2目 道営住宅管理費になります。

本年度予算 169万3,000円の計上で、11節 需用費、13節 委託料については、ほぼ前年度並みです。

83ページになります。

3目 公営住宅建設費です。

本年度予算 9,140万円の計上で、前年度対比 8,740万円の増額です。

増額の主な要因は、港団地建替事業と道営住宅建設予定地の支障物の解体除却工事によるものです。

これについても資料の85ページに事業内容と、87ページに図面を載せております。

13節 委託料についてですが、港団地建替事業に係わる実施設計業務委託料と用地測量業務の委託、そして道営住宅建設予定地支障建物解体除却工事の実実施設計業務委託料となっております。

15節 工事請負費についてです。

港団地建替に伴う既設住宅解体除却工事として4棟16戸分の解体工事、道営住宅建設予定地支障建物解体除却工事として鉄骨造3棟、木造1棟、そのほか外構の取り壊しを行うものでございます。

22節 補償・補填及び賠償金については、港団地建替事業に伴います8世帯分の仮移転補償を見込んでいるものでございます。

歳出は以上です。

歳入に入ります。

21ページをお開きください。上の表からになります。

12款 使用料及び手数料、1項 使用料、3目 土木費使用料です。

3節 住宅使用料現年度分 4,052万3,000円については、前年度と比較し、277万1,000円の減額です。主な要因は、入居戸数の減となっております。

4節 住宅使用料滞納分については、70万円については、前年度とほぼ同額で、調定額の5%の収納率を見込んでおります。

5節 駐車場使用料 111万6,000円については、前年度と比較しまして、11万円の減額となっております。

22ページになります。

真ん中の表でございまして、2項 手数料、1目 総務手数料です。

1節 総務手数料の一番下の住宅料督促手数料、300件分を計上しております。

24ページになります。

一番下の表になりますが、13款 国庫支出金、2項 国庫補助金、4目 土木費補助金、2節 住宅費交付金 4,570万円です。

これについては社会資本整備総合交付金、北海道第5期地域住宅交付金として、歳出で説明いたしました港団地建替事業に係わる業務委託費と設計費と工事費、移転補償費に係わるものでございます。並びに、道営住宅の建設予定地の支障建物除却工事に係る業務委託と工事費に対する交付金でございまして、それぞれ交付率は2分の1となっております。

30ページになります。一番上の表になります。

14款 道支出金、3項 道委託金、5目 土木費委託金、3節 住宅費委託金です。

本年度予算 216万8,000円は、前年度と比較しますと74万3,000円の増額でございます。その下の表になります。

15款 財産収入、1項 財産運用収入、1目 財産貸付収入、2節 町民住宅貸付収入 60万8,000円は、前年度と同額となっております。

36ページになります。

19款 諸収入、5項・1目・3節 雑入でございます。

中段のほうにあります、公営住宅共同電気料 103万1,000円が建築所管となっております。

建築については、以上でございます。

鈴木委員長 建設水道課建築費の予算案について、説明が終わりましたので、各委員より質疑をお受けいたします。

新井田委員。

新井田委員 私のほうから一つだけ、ちょっとお尋ねしたいと思います。

84ページの資料もそうですけれども、82ページの予算表ですけれども、工事請負費の項目の中で名称が記載されておりますけれども、高校前団地。これは、実は委員会でもこの名称に関しては、どうなのと。もう高校前というのはないよねということで、やはりある程度文言の整備も必要でないかというような話も出たのです。この件に関しては、どういう考えでいるか見解を伺います。

鈴木委員長 構口課長。

構口建設水道課長 まず、高校前団地ということですが、団地の名前が高校前ということになっております。この名称に関しては、いま新井田委員がおっしゃるように、今後何らかの変更も含めた中で、方向性を決めたいと思います。

鈴木委員長 新井田委員。

新井田委員 ないところの名称が出るということは、多少ちょっと違和感も感じるわけで、いま言ったように前向きに文言の整備を一つ検討していただいて、要望として終わります。

鈴木委員長 ほか。

竹田委員。

竹田委員 83ページ、港団地建替に伴う既設住宅の解体。これいま資料を見ているのですけれども、道営住宅の解体工事については、どこ例えば解体するか位置が標記になっているのですが、港団地も何棟かある中で、どの部分を解体をして、そのあとにいまの港団

地を建て替えをするのだという部分の位置図を含めた、やはりその配置図というのを添付できないのか。それともそういう資料を作っていないのか、もしあるとすれば資料を出してもらわないと。そうすればここは知っている人が誰々が入っているところなのだ、そこをあれする場合は補償補てんの中で引っ越しの時の補償費出るよとかいう例えば会話もあった時にできるのだけれども、これなら解体するというだけで、全部を解体するならいいのです。そのうちのどこの部分だとすれば、そういうものがわかるようなものというのは、そういう図面がないのか、もしあるとすれば図面の資料添付をしてもらいたいと思っています。

鈴木委員長 構口課長。

構口建設水道課長 まず今年度、港団地の基本設計をいま現在3月20日工期で行っております。そういった意味で、図面の最終版というものは無いのですが、これも同じくいま現在での解体する図面等がありますので、準備でき次第また資料提出いたします。

鈴木委員長 竹田委員。

竹田委員 解体除去工事費1,600万円計上していて、はっきりしたものがないというのは、やはりおかしいんじゃない。先に予算だけとおして、そうしたらどこを壊すかあつてのこれからやるというのと同じことなのだよ。どこどこを解体をするから1,600万円の事業費がかかるのだというそういう積算でなかったら、予算をこのままいいですよと認めるわけにはいかない。

鈴木委員長 構口課長。

構口建設水道課長 申し訳ございません。言葉足らずで、申し訳ございません。既存の港団地に関しては、4棟の除却予定としております。その除却する部分の図面がありますので、提示いたします。なお、まだ委託期間ということで今回、お渡ししていなかったという点がありますので、その件についてはいま竹田委員から要望というか資料提出がありましたので、提出したいと思います。

鈴木委員長 ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

鈴木委員長 ないようですので、建設水道課建築費について、予算案の審査を終えたいと思います。引き続き、上下水道グループ水道事業会計の説明を求めます。

構口課長。

構口建設水道課長 それでは、水道事業について、説明いたしたいと思います。

最初に、収益的支出よりご説明いたしますので、19ページをお開きください。

1款 水道事業費用、1項 営業費用、1目 原水及び浄水費、本年度予算 3,713万6,000円、前年度対比 1,842万円の増額となっております。

予算の主なものは、浄水場の維持管理に要する経費となっております。

委託料において、今年度新たに水道施設の運転維持管理委託料として2,300万円を計上したことで、前年度まで計上しておりました浄水場の管理委託料と電気計装設備保守点検業務委託料がこの管理に含まれますので減額となっております。あと、修繕費で計装設備修繕費として、144万7,000円の計上をしております。

なお、水道施設運転維持管理業務についてですが、先月2月13日のプロポーザル審査により、水 i n g 株式会社北海道支店が特定者となりまして、今月中旬を目途に契約する予

定となっております。

20ページから21ページになります。

2目 配水及び給水費です。

本年度予算 1,582万6,000円、前年度対比 32万5,000円となっております。

主なものは、技術担当職員2名の人件費と漏水調査委託料や配水管等の維持管理経費となっております。

21ページから22ページになります。

3目の総係費です。

本年度予算 2,750万7,000円、前年度対比 186万1,000円の減額となっております。

予算の主なものは、担当職員3名分の人件費です。あと今回、人事異動による減額というものもございます。

また委託料については、原水及び浄水費で説明いたしました水道施設の運転維持管理業務を民間に委託することによって、メーター検針も民間のほうへ委託されることとなりますので減額となっております。委託料全体で177万7,000円の減額となっております。ほかの節に関しては、昨年とほぼ同額です。

22ページになります。

中段の表になりますが、4目 減価償却費、節 固定資産減価償却費です。

本年度予算 5,454万8,000円、前年度対比 666万9,000円の減額でありまして、水道管等の一括償却終了による減額となっております。

次に、5目 資産減耗費です。

本年度予算 79万8,000円、前年度対比 755万円の減額ですが、事業がないことによる固定資産除却費が減るものでございます。

23ページのその他営業費用、節の支出は科目出しとなっております。

24ページになります。

2項 営業外費用、1目 支払利息、本年度予算 1,099万4,000円、前年度対比 78万1,000円の減額です。

節で、企業債の利息として1,084万2,000円は、財政融資資金・地方公共団体金融機構の償還利息です。

その下の節 借入利息 15万2,000円は、前年並みです。

その次に、2目の長期前払消費税勘定償却ですが、本年度予算 109万8,000円、前年度対比 16万円の増額です。

3目の節の支出は、科目出しとしております。

4目 消費税です。本年度予算 634万円で、前年度比 176万円の減額です。

次に、収益的収入に入ります。

17ページに戻ります。

1款 水道事業収益、1項 営業収益、1目 給水収益、本年度予算 1億1,956万3,000円、前年度対比 188万3,000円の減額予算となっております。水道使用件数としては、2,255件を計上しております。

下の表になります。

2目 その他の営業収益、本年度予算 56万1,000円、前年度対比 3万9,000円の減で、

各手数料・負担金・雑収益となっております。

18ページになります。

2項 営業外費用、1目 受取利息及び配当金、本年度予算 4,000円、前年度並としております。

2目・節 他会計負担金、本年度予算 1,714万5,000円、前年度対比 134万円の減で、一般会計からの負担金です。

3目 長期前受金戻入、本年度予算 1,525万9,000円、前年度対比 445万6,000円の減で、会計制度の改正によって平成26年度より設けた科目となっております。

以上が、収益的収入及び支出の説明となります。

引き続き、資本的収入のほうに入らせていただきたいと思います。

27ページになります。あわせて、資料番号2の88ページから90ページをご参照ください。

資本的支出についてですが、資料の89ページの下段の表の支出合計にあります、前年度対比 5,521万2,000円の減額となっております。

予算書に戻ります。

28ページになります。

1款 資本的支出、1項 建設改良費、1目 営業設備費、本年度予算 1,328万6,000円、前年度対比 26万3,000円の減額となっておりますが、水道メーターの交換工事の実施分で、今年度については主に本町と木古内地区となります。

2目 施設改良費です。本年度予算 745万2,000円、前年度対比 3,684万8,000円の減額で、要因といたしましては、前年度に工事請負費にて浄水場の計装設備改良工事の実施、また委託料において水源探査等の調査を実施したものでございます。本年度は、簡易水道事業への移行のため、委託料にて水道事業の変更認可基礎資料作成業務を行う予定でおります。

29ページになります。

2項・1目 企業債償還金、節 元金償還金、本年度予算 4,190万1,000円、前年度対比 89万9,000円の増額となっております。

3項 予備費は、前年と同様となっております。

27ページに戻ります。

資本的収入になります。

資本的収入ですが、資料の89ページの上段の表になりますが、前年度対比 6,330万円の減額です。

予算書に戻りまして、27ページです。

1項・1目・節 企業債 本年度予算はありません。前年度対比 6,230万円の減額です。

2項・1目・節 工事負担金、本年度予算はございません。前年度対比 100万円の減額です。

最後に、4ページをお開きください。

資本的収入及び支出でありますが、収入に関しては今回ございません。支出合計といたしまして、6,268万9,000円に対して不足する額となりますが、これについては過年度の損益勘定留保資金で補填することとしております。

水道については、以上でございます。

鈴木委員長 水道事業会計の予算案について、説明が終わりました。各委員より質疑を受けいたします。

質疑ございませんか。

平野委員。

平野委員 平成30年から業務委託するというところで、昨年との対比については、資本的部分もなかなか見比べても数字もいろいろ違ってくるので、ちょっと対比については比べようがないのかなと思っているのですけれども。昨年、業務委託をする話の際に、知内町と協力してともに業務委託をすることによって、今後の収支については、長期計画の中で将来的にはペイするのだよ、あるいはプラスにするのだよということでしたところですが。

それで、今回中身を見させてもらっているのですけれども、19ページの例えば収益的支出の中で、委託料がかかっておりますと。その委託の中身なのではございますけれども、例えばこれ維持管理を委託するわけですから、細かい部分なのではございますけれども、例えば消耗の備品だとかあるいは検査委託だとか薬品だとか、この辺は委託の中に入っていないという計上なのではございますけれども、その辺は当初の委託の契約をする際に、どういう話だったのでしょね。こういうのはあくまでも町が持って、例えば施設については当然町の所有ですから、維持管理にかかるのはわかるのですけれども、この水質の検査だとかこういう水質を維持するための薬品等は委託の中に当然入っているものだと思っていたのですけれども、その辺についてお聞かせいただきたい。

鈴木委員長 委託範囲の確認です。

構口課長。

構口建設水道課長 水道施設の運転維持管理業務の委託に関する業務の中身によるご質問だと思います。

いまお話の中にありました水質検査、こういった部分に対するものは入っていないということで、これはどうなのだと。まず、水道法の関係からこういったものをいまの段階では、委託できる内容になっておりません。こういったものを委託するということになりますと、水道法の法的なところで縛りも出てきます。そういうふうになってくると、いま2,300万円ほどの委託料の予算計上をさせてもらっているのですが、この部分が増崇してくる傾向になります。ここに関しては、法的な第三者委託ということになってきて、これは3年間のまず契約をして業務を遂行していった中で、こういった部分もこの業者に貸して任せて安心というものが確約できてくれば、こういった部分も委託の業務内容には含めていきたいなという考えはございます。

あと、細かい備品というか原材料的な部分は、これも2町協同でこれからやっていくということも含めた中で、検討した中で、業者のほうに持っていくということができれば、これも移行していきたいと考えております。以上です

鈴木委員長 竹田委員。

竹田委員 いまの平野委員とちょっと関連すると思っておりますけれども19ページのこの委託料、これは昨年から管理委託するということは議論をして、30年度に新たに。せつかく2,300万円の委託ですと。それは、理解する。だけれども、せつかくこういうただ金額だけ見れば2,300万円もというこういう見方もできるのですよ。ですから今回、昨年まで例えば管理委託では、賃金含めた部分でいくらかかっていた。計装設備等のそういう管理に

関わる部分は、いくらだった。そういうものと比較して2,300万円、随分安くなったなどそういうふうにパッと一目わかるようなやはり資料というかテクニックというか、そういうものが必要だと思うのですよね。ただ確かに、言葉で安くなった。昨年の予算から拾い出して突合すればわかることなのだけれども、せっかく良いことをやっているのだから、そういうふうに。

それとやはり、前段の損益の中でも経常利益が出ているわけだから、こういうお陰でこういう一つの水道事業とすれば利益が出ているのだという部分もやはり強調して、良いところは良いことをやっているのだと強調すべきだと思うのですよね。そのためにはパッと一目わかるようなこういう比較表を付けてあれすればそんな議論も出ないのかなというふうに思います。それについて、資料等はそういうものは作っていないと思いますけれども、もしそういうものを準備しているというのであれば、提示をお願いしたいなというふうに思っています。

それから、28ページの資本的支出の建設改良の中で、水道事業の変更認可のこの委託料が出ています。課長の説明の中で、ちょっと聞き漏らしたものですから。例えば、この認可をすることによって、例えば水道事業のメリットというか従前はこうだったけれども、こういうものによって何を替えることによって、こういう効果が出るというものもやはり700万円も委託料で投入するわけですから、その効果というかそういうものも我々は期待をしたいのです。だから、そういうものをもう少しやはり簡水への変更の認可なのか、どうだったのかとちょっと申し訳なかったけれども、説明を逃したものですから、それについては再度お願いします。

鈴木委員長 構口課長。

構口建設水道課長 まず、1点目の委託による費用の効果ということのお話だと思います。

これに関しては、竹田委員がおっしゃったような細かい積み上げた資料はございませんが、前回の総務・経済常任委員会の中で、認可委託の効果額ということで提示しておりますので、その資料を再度見ていただければと思います。

次に、変更認可に関するご質問ですが、まずこれはいまの水道事業から簡易水道事業へ移行するということをいま計画しております。その中で、どういったメリットがあるかということになると思うのですが、簡易水道事業に移行することによりまして、起債の恩恵を受けられるということが大きなメリットとなっております。この移行を踏まえた中で、施設の修繕等の長寿命化とかそういった部分の対応をしていくことにもこれは大きな事業の変化だと思っておりますので。当然これは、道庁との水道部局のほうとも事前に協議を進めておりまして、いま段階ではまだ予定ですが、31年度から簡易水道事業ということで移行をいま目指しております。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

鈴木委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時23分

鈴木委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほか。

福嶋委員。

福嶋委員 休憩の中で聞こうと思っていたのだけれども、いま委託業者も名前がわからなくても、町内の業者がそういうやる人がいるのか、町外なのか。知内も含めてというふうな話だったのだけれども、いま話したようにこれからの話だけれども、町内でなくて町外なのか、その辺わかる範囲内で。

鈴木委員長 構口課長。

構口建設水道課長 町外業者でございます。

鈴木委員長 ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

鈴木委員長 ないようですので、水道事業会計の予算審査を終えたいと思います。

引き続き、下水道事業特別会計の説明を求めます。

構口課長。

構口建設水道課長 それでは、下水道事業特別会計予算について、ご説明いたします。

予算書、5ページをお開き願います。

まず、平成30年度予算の歳入歳出予算の総額で、歳入歳出それぞれ2億6,695万4,000円、前年度対比 5,615万7,000円の増額予算となっております。

主な要因としましては、人件費と管渠事業費の増額によるものとなっております。

それでは、歳出よりご説明いたします。

13ページから14ページになります。

1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、本年度予算 1,953万3,000円、前年度対比 534万5,000円の増額となっております。

2節 給料から4節 共済費については、職員2名分のものとなっております。

19節 負担金補助及び交付金でございます。

27節 公課費については、昨年とほぼ同額となっております。

次に、14ページになります。

2目 クリーンセンター費です。

本年度予算 3,705万8,000円 前年度との比較といたしましては、30万3,000円の増額となっております。

内容につきましては、クリーンセンターの維持管理に要する経費でございます。

11節 需用費から14節 使用料及び賃借料までは、ほぼ同額となっております。

15ページになります。

2款 施設費、1項・1目 施設整備費です。

本年度予算 1億1,279万円、前年度対比 4,888万3,000円の増額となっております。

年度の事業費を前年度6,000万円見込んでおりましたが、今年度から1億1,000万円にしたことによるものでございます。

9節・11節は、前年並みとなっております。

13節の委託料でございますが、現在、認可外となっております区域の管渠の基本設計業務委託料として600万円、15節の工事請負費において、汚水管渠の整備費として1億586万4,000円を計上しております。

なお、事業予定についてなのですが、資料のほう91ページから93ページのほうに記載しておりますので、ご参照していただければと思います。資料のほうは、ご参照ください。次に、16ページになります。

3款・1項 公債費、1目 元金、本年度予算 8,035万2,000円、前年度対比 299万4,000円の増額で、長期債元金の償還金となっております。

2目 利子、本年度予算 1,717万1,000円、前年度対比 136万8,000円の減額ですが、長期債利子償還金と一時借入金の利子となっております。

17ページになります。

4款 諸支出金、1項 還付金、1目 過誤納還付金については、前年度と同額です。

続いて、歳入に入ります。

9ページに戻ります。

1款 分担金及び負担金、1項 負担金、1目 受益者負担金、本年度予算 373万2,000円、前年度対比 104万6,000円の減額で、内訳といたしましては現年度分で354万2,000円、2節の滞納繰越分で19万円となっております。

2款 使用料及び手数料、1項 使用料、1目 下水道使用料、本年度予算 3,010万1,000円、前年度対比 40万1,000円の増額です。

1節の現年度分で3,010万円を計上しておりますが、前年度の実績と及び平成30年度の新規接続見込数を見込んだものをもとに積算しております。

2項 手数料は、前年度と同額です。

10ページになります。

二つ目の表になりますが、3款 国庫支出金、1項 国庫補助金、本年度予算 5,500万円は、前年度より2,500万円の増額です。

4款・1項 繰入金、1目 他会計繰入金、1節 一般会計繰入金、本年度予算 1億223万9,000円、前年度対比 1,018万円の増額です。

5款・1項・1節 繰越金は、前年度と同額です。

11ページになります。

6款 諸収入、1項 延滞金加算金及び過料、1目・1節 延滞金は前年度と同額で、2項 雑入に関しては、1,000円を計上しております。

7款・1項 町債、1目・1節 下水道事業債、本年度予算 7,580万円に対して、前年度対比 2,160万円の増額となっております。

これは、管渠の事業費の増額に伴って、下水道事業債の借入可能額が増額になったことによるものでございます。

下水道会計については、以上です。

鈴木委員長 下水道事業特別会計の予算案について、説明が終わりましたので、各委員より質疑をお受けいたします。

質疑、ございませんか。

竹田委員。

竹田委員 下水道の15ページ、管渠の工事費が前年比より大幅に伸びています。これは、先に委員会等でも議論あった今後の下水の管渠のエリアをどうするのだという議論から、ここの83ページに付いている整備箇所図。これで終わりなのか、今年度が最終年次になる

のかどうなのかという部分。

それと、やはりこの図面、あまりにも細かすぎる。今年度やるエリアの部分だけでも、A4に収まるくらいのそうすればどこまでだっていうのがわかるのだけれども、これだっただけでも港団地が入っているのかどうなのかという部分もちょっとわからないものですから、これを拡大したこの部分の図面があれば大変参考になるなと思っています。資料の提示と。

鈴木委員長 岩本主査。

岩本主査 お尋ねの管渠事業費の残についてなのですが、資料の92ページのほうをご参照ください。

これは委託のほうの資料なのですが、現在、未認可区域となっている赤の区域、こちらのほうにはまだ管渠を整備していない区域がございます。平成30年度には港町付近、31年度くらいまでに港町付近を整備した後に、この赤の区域に移行すると。最終的に、いまの事業費の推移でいくと平成36・37年には、下水道区域内はほぼ完了するという予定で動いております。

資料の拡大の件については、以後気を付けますので、ご了承ください。

鈴木委員長 ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

鈴木委員長 ないようですので、建設水道課所管の全ての審査を終えたいと思います。

構口課長。

構口建設水道課長 先ほど港団地の資料の準備ができましたので、提出させていただければと思います。

鈴木委員長 認めます。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時35分

鈴木委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

先ほど、竹田委員から資料を求める提出がございました。各委員この資料について、質疑ございませんか。

竹田委員。

竹田委員 全部赤でバツが付いていますけれども、ここを壊すということ。それとも、青で括っている第一期というところを解体するのか。せっかく作ったらここが解体するところだとかと。このバツが付いているところは、政策空き家という捉え方で。だから、そういうのも含めて、第一期の青線のいまここの住宅からすれば16戸。16戸のうちに現在、居住というか入っている人が何人いて、その方達をこっちの政策空き家のところに数が合うのだらうと思うのだけれども、そこに移転するのですよと。やはりそういう親切的な説明をしていただければ、この図面だけ出されてもわからないのですよね。

鈴木委員長 構口課長。

構口建設水道課長 資料についてなのですが、満足にいく内容となっていないくて、申し訳

ございません。

資料の説明についてですが、まず港団地の建替計画に伴う除却に関するものがこのピンクの建物が今回、港団地の建替に伴う除却するものとなっております。今年度、予算計上しております青の線の部分で囲っているこの4棟分が今年度、除却する4棟分になっております。

この中でバツテンを引いているものなのですが、これに関しては現在、空き家状態になっている箇所であります。以上です。

鈴木委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

竹田委員。

竹田委員 そうすれば、ことしは第一期で例えばこの括っている部分を解体する。それはわかる。来年が反対側の全部の解体をやるということ。だから、いま計画している部分があるとすれば、ことしはここですよ、来年はここになります、再来年がここをやって、3年間で港団地を建替するのですとかとやはりそういうものの計画を持っているわけだから。例えば、計画がローリングしても構わないし、ただそういうものの考えをちょっと。いま赤の部分を全部解体するのだと言うから、それだったらいつやるのというふうにやはり聞かざるを得なくなってしまう。

鈴木委員長 構口課長。

構口建設水道課長 まず、計画としては全て除却したい考えを持っております。ただ、残りの除却する年度に関しては、これから財政も含めた中で検討事項ということで、今後の計画が決定しますことで申し添えます。

鈴木委員長 ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

鈴木委員長 ないようですので、以上で建設水道課全ての予算審査を終えたいと思います。

建設水道課の皆さん、お疲れ様でした。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午前11時40分

再開 午後 1時00分

(2)生涯学習課

鈴木委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

生涯学習課の皆さん、どうもお疲れ様です。

本来であれば、11時半から予算審議という予定でしたが、30分遅れて午後からとなりましたことをまずは申し訳ございません。

それで早速、会議次第のとおり審査を進めてまいります。まずはじめに課長より平成30年度の予算についての概要等の説明がございましたら、簡潔にお願いいたします。なければ予算の説明に入りたく思います。

渋谷課長。

渋谷生涯学習課長 予算の説明をいいですか。

鈴木委員長 それでは、生涯学習課学校教育グループ教育総務費について、説明を求めます。

渋谷課長。

渋谷生涯学習課長 生涯学習課学校教育グループ所管の歳出予算について、ご説明いたします。

予算書、85ページから86ページをお開き願います。

10款 教育費、1項 教育総務費、1目 教育委員会費、予算額 93万8,000円で、前年度に比べまして2万3,000円の増額計上となっております。

これは、9節 旅費の改定による増額によるものです。

その他の節は、前年同様の予算計上となっております。

次に、2目 事務局費、予算額 3,174万3,000円で、前年度に比べまして30万1,000円の減額の計上となっております。

これは、主に今年度、備品購入費の予算計上がなかったことによるものでございます。

1節 報酬 89万円で、33万6,000円の増は、主に第7次教育総合中期計画策定委員の報酬でございます。

7節 賃金 2,178万5,000円で、329万7,000円の増は、非常勤職員等賃金1名と特別支援教育支援員の賃金1名増員分でございます。

8節 報償費 76万3,000円で、8万4,000円の増は、コミュニティ・スクールの運営委員報償費でございます。

9節 旅費 145万9,000で、73万8,000円の増は、A L Tの帰国旅費が主なものでございます。

11節 需用費 76万4,000円で、32万8,000円の増は、中期計画書の印刷製本にかかる費用です。

19節 負担金補助及び交付金 146万1,000円で、49万2,000円の増は、札苅小学校100周年記念碑改修補助金が主なものでございます。

なお、報酬・旅費・需用費・負担金補助及び交付金の詳細の内容につきましては、予算説明資料94ページをご参照願います。

次に、予算書87ページをお開き願います。

3目 財産管理費、予算額 500万2,000円で、前年度に比べまして384万5,000円の減額計上となっております。

これは、主に今年度、工事請負費の計上予算がないことによるものでございます。

13節 委託料 454万2,000円で、13万5,000円の増は、P C Bの関係の登録委託料でございます。なお、その他の節は、全て前年同様の予算計上となっております。

予算書、88ページから89ページをお開き願います。

10款 教育費、2項 小学校費、1目 学校管理費、予算額 1,299万円で、前年度に比べまして166万5,000円の減額の計上となっております。これは、主に今年度、備品購入費の減額によるものです。

11節 需用費 865万1,000円で、40万9,000円の増額は、A重油でございます。

13節 委託料 141万4,000円で、16万1,000円の増額は、パソコンのウイルスソフトの入れ替えによるものでございます。

15節 工事請負費 149万1,000円で、グラウンドの改修費用でございます。なお、その他の節は、前年同様の予算計上となっております。

次に、2目 教育振興費、予算額 412万6,000円で、前年度に比べまして85万円の増額計上となっております。

これは、11節 需用費 87万3,000円で、21万円の増は主に教師用の指導書でございます。

18節 備品購入費 108万2,000円で、66万2,000円の増額は、教材備品によるものです。

なお、義務教育用の教材備品購入費の詳細内容につきましては、予算説明資料の95ページをご参照願います。その他の節については、ほぼ前年同様の予算計上となっております。

予算書、90ページをお開き願います。

10款 教育費、3項 中学校費、1目 学校管理費、予算額 1,962万7,000円で、前年度に比べまして303万1,000円の増額計上となっております。

これは、主にグラウンド改修にかかる15節 工事請負費 334万円が主なものでございます。

11節 需用費 953万6,000円で、42万7,000円の減額は、A重油及び校舎修繕費でございます。

13節 委託料 538万2,000円で、17万3,000円の増額は、パソコンウイルスソフト入れ替えでございます。なお、需用費の校舎修繕費の詳細内容につきましては、予算説明資料95ページをご参照願います。他の節においては、ほぼ前年同様の予算計上となっております。

予算書、91ページをお開き願います。

次に、2目 教育振興費、予算額 686万円で、前年度に比べまして146万3,000円の増額計上となっております。

これは、11節 需用費 13万2,000円、18節 備品購入費 71万2,000円、19節 負担金補助及び交付金 30万5,000円、20節 扶助費 31万3,000円の増が主な増でございます。

なお、義務教育用品及び部活動備品の詳細につきましては、予算説明資料95ページをご参照願います。

以上で、学校教育グループの所管の歳出予算の説明を終わります。

引き続き、歳入予算についてご説明いたします。

予算書、25ページをお開き願います。

13款 国庫支出金、2項 国庫補助金、5目 教育費補助金、1節 教育費補助金 2万5,000円で、修学旅行にかかる要保護児童生徒就学援助補助金でございます。

予算書、30ページをお開き願います。

15款 財産収入、1項 財産運用収入、1目 財産貸付収入、3節 教育職員住宅貸付収入 281万8,000円で、15戸について計上しております。

予算書、36ページをお開き願います。

19款 諸収入、5項 雑入、1目 雑入、3節 雑入 7万8,000円は、下から11行目で、日本スポーツ振興センター保護者負担金でございます。

同じく、3節 下から2行目、雑入の雇用保険繰り替え金 26万6,000円のうち6万3,000円につきましては、臨時職員雇用保険繰り替え金でございます。

同じく雑入で、公衆電話手数料 3万円のうち、小中学校の公衆電話料が1万8,000円でございます。

以上で、学校教育グループ歳入予算の説明を終わります。

鈴木委員長 教育総務費の予算案について説明が終わりましたので、各委員より質疑を受けいたします。

質疑ございませんか。

佐藤委員。

佐藤委員 説明資料の中では94ページになりますけれども、札苧小学校の100周年記念事業の改修が工事費が70万円の2分の1を補助ですので、一般財源から35万円ということは理解できるのですが、70万円のあとの半額はこれどこで持つのですか。

鈴木委員長 堺主査。

堺主査 70万円の半額については、札苧町内会のほうで負担することになっています。

鈴木委員長 ほか。

平野委員。

平野委員 何点か質問いたします。

まず総務費で、85ページになりますけれども、報償費の中で評議委員の報償費が今年度記載がないのかなと感じたのですけれども、その制度自体がなくなったのかどうなのかが1点目と、87ページのPCB登録委託料、これ新規の記載なのですけれども、言葉としてはいま説明をいただきました。内容について、お知らせいただきたいと思います。

それと、昨年の中学生議会でも要望ありましたとおり、中学校のグラウンドの改修工事が予算計上されて大変良かったなと思っているのですけれども、小学校もあわせてグラウンド改修工事が金額にしては半分以下なのですけれども、149万円計上されているのは、どの程度のどういう規模の改修をされるのかをお聞かせください。

中学校の需用費のユニフォーム、昨年も金額掲載ありますが、今年度も28万円の計上があります。これは、何のユニフォームなのかもあわせて。とりあえずここで、1回切ります。

鈴木委員長 渋谷課長。

渋谷生涯学習課長 まず最初に、PCBの積荷の登録委託料ということなのですけれども、これにつきましては内容物を確認しまして、ドラム缶に詰めて重量を確認し、廃棄するPCBを登録する作業の委託料でございます。

鈴木委員長 平野委員。

平野委員 そもそもPCBって何ですか。

鈴木委員長 堺主査。

堺主査 PCBとは、釜谷・泉沢・札苧小学校で使われていた蛍光灯に使われていた安定器の中に入っているポリ塩化ビフェニルという略称でございます。そちらを処理するにあたり、だいたい1kgあたり3万240円かかります。だいたい憶測で、700kg程度のものだと思いますのですが、そちらを確定しないとPCBの処分ができないということで、そちらをドラム缶に詰め込み重さを確定し、その処分するところはジェスコと言われる室蘭にある会社でしか北海道では現在、処分することができません。そちらのほうに処分する重さを登録するために、こちらの作業を行うものでございます。

鈴木委員長 堺主査。

堺主査 保・小・中連携の評議員のことだと思いますけれども、こちらについては現在、木古内町学校評議員については、今年度要は平成29年度の2月からコミュニティスクール協議会、学校運営協議会のほうで、評議員から制度が移行になりました。それで、来年度からはコミュニティスクールの協議会の委員ということでなりますので、学校評議員という制度はなくなりましたので、30年度からはコミュニティスクール学校運営協議会委員ということでの報酬ということで、計上してございます。

次に、グラウンドでございますが、小学校のグラウンドの改修工事については、グリーンサンドの工事を考えております。ちょっと強風で、グリーンサンドが飛ばされて、だいぶ痩せてきておまして、場所によっては下の茶色い土が見えてきている現状にありますので、小学校についてはグリーンサンドの工事ということで考えてございます。

中学校については、主に野球場側のほうでございますが、こちらのほうについてはグラウンドの土の補充と、そのあとに転圧をかけて小学校よりは足すだけではなくて、転圧という作業が入ってきますので、こちらのほうはちょっと工事費として多くなっているところでございます。

あと、ユニフォームについてなのですけれども、ユニフォームの購入は中学校の女子バレー部のユニフォームを購入するということで、現在使っているものを新しくして、多い日には1日3着の着替えが必要だということになりますので、いま2着程度持っていますけれども、それを補充する意味でユニフォームを2着程度購入する予定でございます。

鈴木委員長 ほか。

平野委員。

平野委員 ただいまの説明でわかりました。評議員さんがコミュニティスクールの運営委員に合併というか吸収というのか一緒になるということだと思いますけれども、去年もこのコミュニティスクール運営委員というのが報償費の計上があって、10万円なのですけれども、学校評議員が去年は6万円。単純に去年の合計をすると16万8,000円になるところが、ことしは24万円に増額、合算と比較すると増額になっている。その内容、増額になった理由、回数なのか人数なのかもあわせて説明をいただきたい。

それともう1点、決算委員会でも聞いたかと思うのですけれども、収入で教員住宅の計上がありますけれども、現状、何棟あって何棟入っているのか。要は、空きが何戸あるのかというのをまずお知らせください。

鈴木委員長 堺主査。

堺主査 まず、コミュニティスクールの運営委員でございますが、今回見させていただいた24万円の内訳は、委員1人あたりの単価が3,000円、それと小学校・中学校各8名ずつの委員がおりますので、あわせて16名分です。会議の開催回数は、5回ということで計上させていただきました。24万円というふうになっております。昨年については、学校評議員のほう5名ということでした。小中ともに5名だったので、会議の開催分の10名分の委員の報酬しか計上していませんでしたが、ことしは16名となってございますので、そちらの分が増額となっております。

あと、教員住宅の入居状況ですが、教員住宅については現在、15戸ございます。そのうち13戸に入居しておまして、その予算計上をしているところです。

鈴木委員長 平野委員。

平野委員 コミュニティスクールの委員報酬費の内訳についてはわかりました。教員住宅、15棟あって13棟、そんなに入っていると思っていなくて、もうちょっと空きがあるのかなと思っていて。空きがあったらの提案があったのですけれども、ちょっとあえて空きが少ないのですけれども、提案として聞いていただきたいのですけれども。

人口減少対策の観点から、函館から通われているかたを木古内に住んでいただきたいという町の思いはあると思うのですけれども、良い例として学校の先生。それぞれの家庭の事情があって当然、函館や北斗にお家を構えているかたおられますけれども、中には独身のかたで教員住宅があるのに、あるいは木古内に民営のアパートがあるにも関わらず、函館や北斗のアパートを借りてそこから通っているというかたもいらっしゃいます。そこで一部話を聞いたのが、やはり建物の老朽化があって、なかなか教員住宅に入っても住み心地がいまいち良くないという声も聞いて、そういう理由で函館に住まわれているかたもいます現状。ことし病院が看護師さんをお呼びするために餌じゃないのですけれども、綺麗なまどきの住宅を建てて、それを材料に木古内に来てもらうという取り組みがどうも人口減少対策の木古内町の中で先端をいっているなという感じがしましたので、今年度がどうこうという話じゃないのですけれども、今後、教育委員会としても先生方にせっき木古内に機会があって勤められるわけですから、何とか木古内に住んでいただくという思いのもと、この教員住宅の今後の改築なのか建て替えなのか住んでもらうために。住んでもらうということは、ここにお金を投資しても将来的にプラスになっていくということも計算しつつ、そういうことをちょっと協議・検討をしていただきたいということを要望として伝えておきますので。課長のいまの考え方についての見解があれば聞かせていただきたい。

鈴木委員長 もし見解があれば。

渋谷課長。

渋谷生涯学習課長 教員住宅については随時、改修をしていきたいというふうに考えております。それで、29年度で一応風呂のユニットバスは5棟、改修をしておりますので、年度末にそれぞれの住宅を点検して随時、そのほかの場所についても改修をしていきたいというふうに考えております。

鈴木委員長 ほか。

新井田委員。

新井田委員 私のほうは、小学校と中学校の需用費について、お聞きしたいと思います。

特に需用費の中でウエイトの大きい、88ページと90ページにわたります。いま言ったように需用費ということで、いわゆる29年の補正の中でもありましたけれども、油代が非常に相場ものという部分もあるのでしょうかけれども、今回29年度分の中で補正も組まれている状況にあります。

そういう中で、小学校に関してはA重油に関しては、約50万円弱のオンになっているのですね、去年の状況から。灯油に関しては、昨年と同等と金額になっております。

中学校は、逆にA重油が16万4,000円ぐらいマイナスなのです。灯油が66万4,000円になっているのですけれども、昨年が48万7,000円でプラス3万2,000円の程度なのです。

今回の補正を見ても結構なたまさか公民館とかとあるのですけれども、相当な金額がちょっと動いているので、はたして根拠というのはどうなのかなというようなことで。いま

言ったように相場ものという部分もありますけれども、このような状況でいいのかという部分の根拠というか、その辺をちょっとお聞かせ願いたいのですけれども。

鈴木委員長 堺主査。

堺主査 まず、小学校の燃料なのですけれども、学校全体を暖めるにあたり、小学校については全てA重油となっております。

中学校については、校舎のほうはA重油なのですが、体育館については灯油を利用した暖房という形で、避難所施設に対応したということでそういうことになってございます。

今年度、上げたものについては、平成28年度の実績をもとに算出したものでございまして、時期にもよりますけれども、今回の補正分については、加味されてございません。

なので、今年度については寒さが多く続いて雪も多かったということもあり、焚く灯油とかも多かったのですが、例年どおりでいくとこの予算で間に合うということでの計上となっております。

鈴木委員長 ほかございませんか。

福島委員。

福島委員 教育長の執行方針の6ページの中に、「小・中学校の部活動に対する全国大会、及び全道大会の保護者の軽減のために助成内容の改善を行います」とこういうふうに謳っているのですけれども、小学校の報償費については予算書の89ページ、50万円、中学校については91ページ、180万円。小・中とも去年と変わらない金額だね。だから、その辺でどこをどういうものを改善したのか。いろいろ去年の議会の報償費、宿泊料についていろいろ議論あったと思いますけれども、どういった内容を改善したのか。この中身ではまた同じなので、予算書がね。その辺をどう見たのかお知らせください。

鈴木委員長 堺主査。

堺主査 まず、小学校費・中学校費ともに部活動の大会参加報償費ということでみている金額については、振興計画に記載してある金額を毎年計上しているところなので、金額としては変わってございません。

ただ、いま報償費のこちら木古内小学校の対外競技と参加報償費助成要綱に基づいて処理を行っているところですが、宿泊料が現在1名あたり限度額が6,000円ということになってございます。こちらの増額について、ただいま協議をして4月1日以降の全道・全国大会に参加される際には、そちらをもとに算出したもので対応していきたいと思っております。

鈴木委員長 ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

鈴木委員長 ないようですので、教育総務費についての審査を終えたいと思います。

引き続き、社会教育費の予算案の説明を求めます。

渋谷課長。

渋谷生涯学習課長 社会教育グループ所管の歳出予算について、ご説明いたします。

予算書、92ページをお開き願います。

10款 教育費、4項 社会教育費、1目 社会教育総務費、予算額 540万8,000円で、前年度に比ばまして262万9,000円の増額計上となっております。

これは、13節 委託料で、町史作成の業務委託料の291万6,000円の増が主なものでござ

います。この町史編さんにかかる詳細につきましては、予算説明資料111ページに記載しておりますので、ご参照願います。

1節 報酬 18万6,000円で、町史編さん委員報酬で8万1,000円増となっております。

9節 旅費 27万6,000円で、18万9,000円の減額は昨年、北海道で開催された全国社会教育委員の研修大会の参加費の減額分が主なものでございます。

なお、その他の節は、ほぼ前年同様の予算計上となっております。

予算書、93ページから94ページをお開き願います。

2目 公民館費、予算額 2,564万2,000円で、前年度に比べまして164万3,000円の増額計上となっております。

これは、13節 委託料の公民館機械設備改修工事実施設計の委託料 406万1,000円が主なものでございます。

7節 賃金 419万3,000円は、非常勤職員1名の賃金と公民館管理人2名の賃金で、前年度に比べまして13万7,000円の増となっております。

11節 需用費 1,265万6,000円で、前年度に比べまして62万1,000円減額となっておりますが、これは修繕費の減額が主なものでございます。

14節 使用料及び賃借料 101万9,000円で、93万5,000円の増は、リース期間満了に伴う新規印刷機リース料の増でございます。

なお、11節の需用費の修繕費 136万円、及び18節の備品購入費 127万9,000円の詳細につきましては、予算説明資料の96ページの上段のほうに記載しておりますので、ご参照願います。その他の節は、ほぼ前年同様の予算計上となっております。

次に、予算書94ページをお開き願います。

3目 資料館運営管理費、予算額 4,020万3,000円で、前年度に比べまして3,258万3,000円の増額計上となっております。この増額は、11節 需用費の修繕費で72万6,000円の増、15節 工事請負費で3,169万円の増が主なものでございます。

7節 賃金 413万2,000円は、非常勤職員の2名分の賃金で、前年度に比べまして58万6,000円の増となっておりますが、これは賃金の形態の変更によるもので、これに伴いまして共済費も6万6,000円の増となっております。

なお、11節 需用費の修繕費 108万6,000円、及び15節 工事請負費 3,169万円の詳細につきましては、予算説明資料96ページ下段に記載しておりますので、ご参照願います。

18節 備品購入費 35万8,000円は、前年度に比べまして備品の購入費が少なかったためのもので、60万9,000円の減額となっております。

その他の節は、ほぼ前年同様の予算計上となっております。

次に昨年、幸連5遺跡の発掘作業で出土しました石板の経過と現状、それと平成30年度の発掘作業等について、担当のほうから報告・説明をいたしますので、よろしくお願いたします。

鈴木委員長 木元（豊）学芸員。

木元（豊）学芸員 社会教育グループの木元です。

昨年、10月に全国に配信されました幸連5遺跡出土の人の顔が描かれた石板につきまして、現状報告等をさせていただきます。

なお昨日、幸連5遺跡の調査を担当しております、北海道埋蔵文化財センターの長沼常

務理事と土肥担当課長が来町した際に、町長室におきまして説明された内容と同様でございます。

石板資料につきましては現在、奈良県に所在します国立奈良文化財研究所と言います文化財の調査・研究機関に移されておりまして、当該資料の石質分析や何を使用して描かれているのかという顔料の分析、素材の内部分析。また、石板の素材が脆弱でありますので、保存処理方法などにつきまして、平成30年度に行われることになっております。

諸々の分析・処理等に要する期間につきましては、概ね半年から1年かかるという見通しになっております。その後の作業工程につきましては、道埋蔵文化センターでの図面作製等など調査報告書、刊行に向けた整理作業に入っております。報告書刊行年度は現在のところ、平成34年度と報告されておりますので、石板資料の返却の同34年度と見込まれております。

また、道埋蔵文化センターのご厚意によりまして、発泡剤で製作しました石板の模造品や写真パネルをいただいております。現在、ご覧いただいているものがそうなのですが、これを当面の間、資料館に置きまして展示使用したいと考えております。

なお、幸連5遺跡の現地発掘調査につきましては、当初の予定では平成29年度をもって終えることになっておりましたが、ご存じのとおり、試掘調査データを遥かに上回る非常に密度の高い遺跡であるということが判明いたしました。このため北海道教育委員会と北海道開発局による再協議がなされまして、平成30年度においても継続調査をすること、そして調査には慎重を期することが合意されましたので、平成30年度をもって現地発掘調査が終結しない可能性を含んでいることが報告されております。報告につきましては、以上でございます。

鈴木委員長 渋谷課長。

渋谷生涯学習課長 それでは引き続き、予算書95ページから96ページをお開き願います。

10款 教育費、5項 保健体育費、1目 保健体育総務費でございます。

予算額 322万2,000円で、前年度に比べまして41万5,000円の増額計上となっております。これは、8節 報償費の増額でございます。

次に2目 保健体育施設費、予算額 3,462万6,000円で、前年度に比べまして350万3,000円の減額計上となっております。

これは前年度、工事請負費で計上しておりました野球場夜間照明制御盤の改修工事費の減額が主なものでございます。

7節 賃金 1,130万1,000円は、非常勤職員1名分の賃金と各施設の維持管理及び清掃に係る賃金で、前年度に比べまして43万2,000円の増となっておりますが、これにつきましても賃金のアップ等によるものでございます。これに伴いまして、共済費も34万1,000円増となっております。

11節 需用費 1,399万2,000円で、前年度に比べまして149万2,000円増となっておりますが、これは修繕費 100万1,000円の増額が主なものでございます。

13節 委託料 415万9,000円で、前年度より63万円の増は、新規でスポーツセンターガラスの清掃、プールの天井の清掃、野球場のトラフ清掃にかかる委託料の増額が主なものでございます。

なお、11節 需用費の修繕費 343万2,000円及び18節 備品購入費 107万3,000円の詳

細につきましては、予算説明資料97ページ上段に記載しておりますのでご参照願います。

なお、その他の節は前年同様の予算計上となっております。

以上で、社会教育グループ所管の歳出予算説明を終わります。

引き続き、歳入予算についてご説明いたします。

予算書、22ページをお開き願います。

12款の使用料及び手数料、1項 使用料、4目 教育使用料、1節 公民館使用料が17万円、公民館の貸し館実績見込みをもとに計上しております。

次に、2節 保健体育施設使用料が214万8,000円で、各体育施設の利用実績をもとに計上しているものでございます。

次に、予算書28ページをお開き願います。

14款 道支出金、1項 道補助金、5目 教育費補助金、1節 社会教育補助金 3万3,000円で、土曜日の教育支援体制構築事業補助金として木古内無名塾にかかる事業が対象となるものでございます。

予算書、36ページをお開き願います。

19款 諸収入、5項 雑入、1目 雑入、3節 雑入で、公民館講座等受講料 23万5,000円、雇用保険繰替金 26万6,000円のうち、臨時職員にかかる雇用保険繰替金が4万8,000円、公衆電話手数料 3万円で、そのうちスポーツセンター公衆電話料にかかるものが2,000円を計上しております。

以上で、社会教育グループ所管の歳入・歳出予算説明を終わらせていただきます。

鈴木委員長 社会教育費の予算案について、説明が終わりましたので、各委員より質疑をお受けいたします。

質疑ございませんか。

新井田委員。

新井田委員 私のほうから二つほど。まず93ページの公民館費の中で、いつ上がるのだろうかという思いはあるのですが、今回も計上されていない部分はあるのですが、いわゆる公民館のトイレの改修はどういうふうにお考えになっているのかなという部分です。だいぶ対外的に見てもちょっといろんな部分で、だいぶ他町村よりどうなのかなというような思いがございまして。その辺の考え方をお聞かせ願いたいのと、先ほど資料館運営の中で、例の石板のお話をいただきました。これは、一般質問でも当初やっておりますけれども、ちょっと聞き逃した点があるのかもしれませんが、その点はご了承願いたいと思いますけれども。

まず、いろいろ素材の分析だとかあるいは保管の今後の状況だとかいろいろな話をいただきましたけれども、いまもって教育文化財センターのところの見解だとかいろいろな有識者の見解というのは、具体的に何かいまの段階で言える部分と言えない部分はあると思うのですが、前回、一般質問でもいまの段階ではというような部分もあったのですが、いまの段階でわかっている範囲内で、もう一回その辺をお聞かせ願いたいのと、それと遺跡に関するこれ予算付けというのは、あまり具体的にされていないようなのですが、この辺の見解も含めて。教育委員会としては、いわゆる遺跡の部分に関しては、あまりタッチしないのだというようなこれ道のいろいろな絡みもあるのでしょうか、教育委員会としてのそういう立場というのかその辺の見解もお伺いしたのですが、

よろしく申し上げます。

鈴木委員長 2点について。

平野（智）主査。

平野(智)主査 トイレの改修の件でございます。

30年度に中央公民館機械設備改修工事実施設計委託料というのを93ページです、406万1,000円計上させていただきました。この中で、給排水管の改修、それから暖房機器、トイレの改修もこちらのほうに入っております、多目的トイレの増設等もあわせて改修する予定になっております。

石板の現在の見解等に関しましては、木元（豊）学芸員のほうからお答えいたします。

鈴木委員長 木元（豊）学芸員。

木元(豊)学芸員 まず、木古内町の埋蔵文化財の複数なのですが、現在のところ62箇所ございまして、そのうちまず6割程度が調査・着手しております。数は数え切れないほどの膨大な量でございまして、そのためもありまして、平成30年度に新収蔵庫を建設するという予定になっております。ただ、この収蔵庫は全てのものを集積するわけではなくて、最終的に発掘調査が終わりますと遺跡の発掘調査報告書というものが出されます。その報告書に掲載された遺物資料のみをまず新収蔵庫に保管しまして、保管だけではなくてその収蔵庫内で収蔵して展示をするという計画を持っております。ただ、すぐにはできませんので、数年間かけて資料館を開きながらでやりますので少々時間をいただいて、展示に公開したいと思っております。

また、石板資料につきましては、昨日来町された道埋文センターの長沼常務理事も申し替えていたけれども、平板の石、石を使って素材を扁平にそぎだして、そこに人の顔の描いたものというのは、全国どこを探しても見当たらないということです。土器にシカの絵が描かれたというのは、線を刻んで書いているものなのです。あとは、土器の一部に粘土を張り付けて人の顔を模したようなものが長野県のほうで出ているということが報告されております。まずは石板、この人面が描かれた石板というのは、全国初例ということです。

ただし、いま現在奈良県の文化財研究所にっておりますので、道埋蔵文化財センターとしましても、その研究所と連携を取りながら今後どうしていったらいいものなのかということを検討するということですので、まずは平成30年度を地元としても見守ってその後、道教委、道埋文センターと協議をしながらどのように展示公開するのが適正なのかということも諮っていきたいと考えております。

鈴木委員長 ちょっと確認したいのですけれども、貯蔵庫のだけではなくて展示をされていくという私もそのようにほかの委員もそうですけれども、2,900万円かけて貯蔵庫を造るだけではなくて、その中で展示したり非常に良い提案だと思います。

それで、先にいただいた追加資料について、いまの資料館との位置関係も含めて、何かご説明ありましたら説明を求めますけれども、追加資料のこの件について。

木元（豊）学芸員。

木元(豊)学芸員 いまお手元でございます、収蔵庫の平面図ですとちょっと位置関係がわかりづらいと思っております。

現在の資料館の位置から見まして、海側に併設される予定になっております。ご覧のとおり、床面積が47.25坪で、近年は道埋文センターから返却される箱のサイズが多様化し

ておりまして、具体的に何箱収蔵できるという数は、つかみきれておりません。標準的な箱のサイズで申しますと、箱のサイズが40 c m×60 c mの深さ15 c m、この標準サイズでいきますと1,500箱程度収蔵するという事です。遺跡一つの出土量は、その遺跡によって様々なのですが、報告書に掲載される量としましては、およそ全体量の一割から二割程度です。ですので、1,500箱標準サイズで収容できれば収まりきるという想定です。そこに、20基の収納展示棚を備える予定になっております。それで、それを使いまして展示公開をしていくという予定になっております。

鈴木委員長 ほか。

竹田委員。

竹田委員 私のほうから92ページの町史編さんの委託料が計上になっていきますし、町史編さんについては、30年から33年までの4か年の債務負担を取って、総体事業費で3,000いくらのあれです。これの今年度は260万円で計上になっていきますけれども、初年度はこのような例えば業務と言いますかあって、例えば来年度以降どうなるという一つの年次計画。

それと、過去の町史を全面改正するのか、一部それをベースにした部分での一部改正と言いますか、そういう流れのものなのかという部分、わかる範囲内で説明願います。

それと、先ほど木元（豊）学芸員の説明の中で、最後の言葉がちょっと気になったのですけれども、発掘量が増えてこの業務が継続されるかもわからないというそういうニュアンスに聞こえたのですけれども、それは埋文センターが町長室で話した時にそういうお話だったのかどうか。それによっては、縷々そのあとに続くものも控えてるものですから、その辺が埋文センターのお話なのか、どこからどう確実性というかそれが現実に近いのか、あくまでも想定というか今年度の発掘をした上でないと来年もう1回やるかというのはわからないということなのかという部分、ちょっとそういうニュアンスで私は聞き取ったものですから、それがそうだったのかどうかという部分。

それから、22ページの保健体育施設の使用料、これ前もお話してはいますけれども、テニスコートだとか野球場のこの使用料。どこかの時点ではやはり人口減少、福祉の町としての位置づけからすれば、健康増進も大事だと。そういうストーリーというかつながりの中で、教育委員会としてもそろそろ。いまかつてのピーク時から見ますと、かなりこの使用料も半減しているということからしますと、場合によっては免除という部分も、その変わり大いに健康維持のためにスポーツを楽しんでくれとこういう方向性もやはり考えるべきではないかと。この部分は教育長のほうに答えてもらいますけれども、そろそろそういう時期なのかなというふうに思うものですから、その3点。

鈴木委員長 3点について。

平野（智）主査。

平野（智）主査 ご質問のございました町史のことについて、ご説明したいと思います。

資料のほうの111ページに、町史編さん事業ということで、内容を掲載させていただきました。

債務負担行為に3,024万円という額で計上させていただいておりますが、2018年度を初年度といたしまして、291万6,000円でございます。これは、業者に委託をいたしまして、資料収集は町で行います。初年度に関しましては、町史の編さん方針等の会議にアドバイスをしていただいたり、資料の収集でどのような資料収集をしてくださいというような話

を編さん委員会の中で、この方向性でいくと決めたところにアドバイスをさせていただくという内容ですので、安くなっております。

年度を追っていきますと、(3)の業務委託内容というところがございしますが、ページレイアウトの提案、本文・ゲラの作成、それから図版類の作成及び写真のスキャンや補正、原稿のチェックと修正点の指摘です。それで、一番大きなところは、本文の執筆・校正というところがございます。執筆を編さん委員さんをお願いをすると、何人かのかたで文章を作りますと、末尾の結び方がそれぞれ違うとか、それから使ってはいけない言葉とかというのが差別用語ですとか、そういうようなことが専門性がないと書いていくのが難しいということで、こちらのほうの執筆を委託することといたしました。

2021年度に1,360万8,000円とございますが、これは印刷・製本それぞれの本を仕上げるという作業が入ってくるので、4年間で3,024万円となっております。

編さんの方針でございます。これは、まだ事務局案でございますが、初版の町史は既存の町史として尊重するというので、新たに作る町史に関しましては、初版の町史の続編という考え方をしております。

町制80周年で発行いたします町史に関しましては、2020年度までの内容ということで、行政資料をもとに町の歴史を編さんしていくという方向でございます。

重点的な記載事項としましては、木古内町は交通の要衝であったということから、鉄道の開通、青函トンネル、それから新幹線までというのを詳しく書いていきたい。それから、医療・福祉の町ということでございますので、国保病院の編さん等をあわせた国保事業の展開、それから福祉事業の展開を2番目の柱にしたいということで、それからまちの伝統というのをきちんと継承していかなければなりませんので、みそぎ祭・木古内の坊のお話ですとか薬師山が霊場として崇められていたとか、それから咸臨丸の歴史が眠っている等のそういう歴史もここに書き加えていきたいというふうに考えています。

鈴木委員長 木元（豊）学芸員。

木元（豊）学芸員 先ほどの報告の中で、幸連5遺跡の今後の予定に触れましたが、道の教育委員会と道の開発局とで再協議がなされた中で、平成30年度は継続して調査をしてくださいと。そして、その調査は平成29年度のような時間的余裕が全くない調査ではなく、時間をかけて丁寧に調査をしてほしいということで要望が出されました関係で、まず時間が平成29年度と30年度ではかかり方が掘り進み方、そして時間のかけ方が違うということでございます。

いまはっきりして確定していることは、平成30年度はまず5月から10月にかけて半年間、現地での発掘調査が行われるということのみです。30年度のお盆前後になりますと、平成31年度の様子が掴めてくるかと思われれます。その段階でまた道埋文センター、道教委とそれと開発局とでまた協議がされると思いますので、いまのところははっきりしておりますのは、30年度は現地の発掘を継続して調査を行うということだけでございます。この内容は昨日、町長室で報告された内容と同じでございます。

鈴木委員長 次、施設の使用料について。

教育長。

野村教育長 竹田委員からの体育施設の夜間照明の使用料の免除についてというようなお話でございます。

現在、野球場とテニスコートが夜間照明を使用してスポーツ活動を行える場所というようになっています。内容的には、テニスコートのほうの利用者が町外のかたが多いのです。町内と町外のかたをどうするかというようなことは、内部では頭を悩ませているところなのです。言われるように町民の方々の健康増進、体力向上、これはやはり私達も第一に考えているところなのです。ただ、町外のかたに対して、町内のかたと一緒にやるというならいいのでしょうかけれども、そのあとの住み分けをどうしたらいいのかなというようことはちょっと検討しているところでございます。

これからの第7次の中期計画等もありますので、あるいはスポーツ推進委員の会議等もあります。いろいろご意見をいただきながら、もうちょっと検討させていただきたいなというふうに思っております。よろしく申し上げます。

鈴木委員長 竹田委員。

竹田委員 どうも町史編さんの部分に、このような丁寧な資料が付いているのをちょっと勉強不足で確認してこなかったものですから、こういう質問をしました。よくわかりました。これについては、やはり木古内の顔と言いますか資料でありますから、ぜひこの4か年かけての整備については、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、学芸員からの説明をいただいてわかりました。この部分は、埋文センターが来て町長室でお話したということですから、町長も確認している事項だと思ひますので、これはやはりいま聞いたお盆ころになれば30年度で発掘調査が終わる。あるいは、残って31年もやらなければならないとなりますとこの高規格道路、埋文センターなり学芸員のほうは直接関係ないのですけれども、町とすれば大きな問題だと思ひます。それは、今年度の発掘の成り行きと言ひますかそれを見ながら我々議会としても最大限、町の発展になるように努力したいというふうに思ひます。

それと最後の使用料の関係で、確かに町外のかたの使用が増えてきたという声も若干は聞いていますけれども、その辺の住み分け等も含めて十分、今後の教育行政の中でご検討していただきたいということをお願いして終わります。

鈴木委員長 ほか。

平野委員。

平野委員 細かい質問になりますけれども、94ページの資料館に関わる備品購入なのですが、昨年も聞いたのですけれども、石油ストーブということで金額がだいぶ高い金額の記載で、昨年も41万円、一昨年も約30万円あって、ことしについてはどの部分に使われる。毎年、毎年この金額が計上されているものですから、この新しい建てるところに使うものなのか、そうじゃなくなのかということも1点。

それと、スポーツセンターです。96ページですか。フットサルのゴールで37万円計上があるのですけれども、これはこういうものって特殊だから高いのは理解します。それで、何セットと言ひますか何台、二コート分やれるようにするのか、あるいはいまのが老朽化しているのか、それによって買う。あるいは、ちょっと実態です。フットサルをやっている実態をあまり見たことがないものですから、たまたま去年の24時間テレビの時はそういう人、有志が集まって大会をやった実績は知っていますけれども、普段そういう使用頻度がこれからあるのかどうか。あるいは、やっているかたからの要望があったのかもあわせて、お聞かせいただきたい。2点です。

鈴木委員長 2点について。

木元（豊）学芸員。

木元（豊）学芸員 備品購入の石油ストーブの購入につきましては、平成30年度は多目的ホールの熱量の大きい大型ストーブが1台、そして作業室がございます。作業室のこちらは大型ではないのですが、旧鶴岡小学校の教室で使っている同型のサイズになりますが、これが1台と。この2台をもちまして、旧鶴岡小学校の現校舎、当初からのストーブがこれで全て新しくなります。現在、この2台使っておりますけれども、熱量が悪いのですよ。

お客様にも結構寒さをご不便をかけております関係で、この2台を購入して、新しいストーブにできればと思います。

鈴木委員長 平野（智）主査。

平野（智）主査 フットサルのゴールでございます。いま現在、大人のかたのフットサルチームがサークルがございまして、毎週土曜日活動をされています。その方達が29年度に24時間テレビのチャリティで、24時間フットサル大会を実施してくれました。社会教育事業の一環として、青年活動の支援ということで、教育委員会もバックアップをしたところでございますが、30年度もまた同じ24時間テレビのチャリティをもう少し参加チーム数を増やしてやりたいということでしたので、フットサルのゴールもボロボロでございましたので、新しくして活動の支援をしたいというふうに考えています。数は一組です。一セットです。コート一面分という。

鈴木委員長 ほか。

佐藤委員。

佐藤委員 委員長、誠に申し訳ございませんけれども、1点だけ。社会教育の関係で質問をしてよろしいでしょうか。

鈴木委員長 どうぞ。ページ数からお願いいたします。

佐藤委員。

佐藤委員 その中で資料の最後のほうに、いま目をとおしたのですけれども、町史の編さんについてなのですが、今年度から予算計上されておりますけれども、ここで本文のゲラ刷りがこれ何年度にやる予定になっているのか。これがゲラ刷りということは、最終的にだいたいまとまって出てくると思うのだけれども、これは何年度。

鈴木委員長 平野（智）主査。

平野（智）主査 2018年度は、まず資料の収集のみになります。平成30年です。31年度から集まった資料をもとに、ゲラを起こしていくという作業を委託するということになっていきますので、その本文のゲラと言いますが原稿になる前の下書きのようなものになります。

2年目から実施されていく予定になっております。

鈴木委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後2時08分

再開 午後2時10分

鈴木委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

鈴木委員長 ないようですので、社会教育費の予算案について、終えたいと思います。

(3)給食センター

鈴木委員長 引き続き、給食センターグループ学校給食費予算案について、説明を求めます。

渋谷給食センター長。

渋谷学校給食センター長 学校給食グループ所管の歳出について、ご説明いたします。

予算書、97ページから98ページをお開き願います。

10款 教育費、5項 保健体育費、3目 学校給食費、予算額 5,863万7,000円で、前年度に比べまして930万6,000円の増額予算計上となっております。

この増額の主なものは、15節の工事請負費の増額によるものでございます。

7節 賃金 1,091万1,000円は、調理員5名の賃金で、前年度に比べまして賃金体系の変更によりまして、41万8,000円増で、これに伴いまして4節の共済費も5万4,000円増となつて、171万8,000円となっております。

11節 需用費 1,143万6,000円は、前年度に比べまして277万1,000円の減額となっております。この減額の主なものは、蒸気ボイラー修繕に係る費用が154万7,000円の減額、調理用消耗品で昨年更新しました児童生徒の食器購入に係る費用が120万5,000円の減額によるものでございます。

なお、修繕費 119万3,000円の内容は、説明資料97ページに記載しておりますので、ご参照願います。

12節 役務費 109万4,000円は、前年度に比べまして59万5,000円増となっておりますが、この増額の主なものは、検便検査手数料 5万2,000円増とノロウィルスの検査手数料が54万2,000円の増となっております。

13節 委託料は842万3,000円は、各種委託料で前年度に比べまして48万円の増となっております。この増の主なものにつきましては、汚泥収集の運搬処理委託3年に一度で26万円増と、それと高所の吸排気口の天井の清掃が13万6,000円の増となっております。

14節 使用料及び賃借料 1万5,000円は、テレビの受信料で、前年度に比べて5万2,000円減額となっておりますが、これはコピー機のリース期間が7年満了による譲渡契約に伴う減額でございます。

15節 工事請負費 1,170万円につきましては、蒸気ボイラーが設置後15年経過しておりますして、老朽化し頻繁に故障することから、小型貫流ボイラーを新しく更新するための費用でございます。

18節 備品購入費 6万6,000円は、洗濯機1台を更新する購入費で、前年度に比べまして103万1,000円の減額となっております。これは今年度、高額調理器具の購入がないための減額でございます。

なお、その他の節、1節 報酬、9節 旅費、16節 原材料費、19節 負担金補助及び交付金においては、ほぼ前年度同様の予算計上となっております。

以上で、学校給食グループの歳出予算説明を終わります。

引き続き、歳入予算についてご説明いたします。

予算書、36ページをお開き願います。

19款 諸収入、5項 雑入、1目 雑入、1節 学校給食費、予算額 236万1,000円で、内訳は現年度分が229万9,000円、過年度分が6万2,000円を計上しております。

同じく、37ページです。

19款 諸収入、5項 雑入、1目 雑入、3節 雑入の雇用保険繰り替え金 26万6,000円のうち、非常勤職員5名雇用保険繰り替え金が3万1,000円、使用済みの食用油の売り払い金が3,000円を計上しております。

以上で、学校給食グループの歳入歳出の説明を終わらせていただきます。

鈴木委員長 学校給食費の予算案について、説明が終わりましたので、各委員より質疑をお受けいたします。

質疑ございませんか。

竹田委員。

竹田委員 毎年やっているやつは、全然答えてくれないですし、どこかでまた議論をしたいと思うけれども。

98ページ、一番上の高所のセンター内の吸排気の清掃、これは当然衛生管理上、毎年やるべきだと思っています。ただ、去年は20万円だったのがことし35万円になったという、なぜ同じところをやって15万円も高くなるのだという単純な疑問。やはりその辺は、大幅に変わった部分は同じ清掃であってもこれこれの業務が増えて15万円増えたというふうに説明してもらわないとただ疑問だけ残るものですから、その辺。

鈴木委員長 渋谷給食センター長。

渋谷学校給食センター長 昨年、計上しました29年度の高所給排水の天井の清掃というのは、言葉は委託料は全く同じ言葉になっていますけれども、29年度については、本当の厨房の高いところの排気口の清掃は入っておりません。それで、3年に一度ということで今回は、本当の高所の厨房の一番高いところの排気口の清掃するというので、その前の年は釜があるのですけれども、その釜の上の排気口。これもちょっと脚立でないといけないのですけれども、そこを清掃するというので、今回は3年に一度ということで、本当の厨房の一番上の高い後部のところの清掃をするということでの委託料を計上したものです。

鈴木委員長 竹田委員。

竹田委員 何か法的な基準があって3年に一遍ということなのか、たぶん私は例えば一般家庭に捉えれば、毎年同じ清掃をするでしょう、例えば換気扇であっても。そうしたら、3年に一遍でなくて毎年やるべきではないの。私はやはり衛生管理上、必要だとしたら毎年やるべきだと思う。3年に一遍、3年間埃が溜まるということなのだよ、課長。ということは、いくら釜の上だから3年に1回でいいとそういう話にはならないと思う。これは、やはり来年以降は全部清掃というか、すべきだと思う。お金の問題ではない。衛生管理上、子ども達の教育長がよく言っている、「安心安全」これを食の教育だからそういうので強調しているわけだから、それはやはり実現してください。3年に一遍でなくて、15万円くらいなら我々議会も理解しますので。

鈴木委員長 渋谷給食センター長。

渋谷学校給食センター長 一応、基準というよりも保健所のほうの監査があった時に、一番高いところは3年に一遍は清掃をかけてくださいと。あと、身近なところは全て毎年やってくださいと低いところはこのことなのですけれども、いま竹田委員が言われるように、衛生管理のことを考えますと全てのところを毎年やるのが一番良いかと思しますので、その辺も31年度以降、検討したいと思います。

鈴木委員長 ほかがございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

鈴木委員長 ないようですので以上で、生涯学習課所管の全ての予算審査を終えたいと思います。

生涯学習課の皆さん、お疲れ様でした。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後2時20分

再開 午後2時30分

(4) 病院事業(国保病院事業会計・高齢者介護サービス会計)

議案第19号 木古内町特別養護老人ホームいさりび診療所設置及び管理に関する
条例制定について

鈴木委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

病院事業の皆さん、お疲れ様です。

それでは早速、会議次第のとおり、審査を進めてまいります。

まずはじめに、平成30年度予算について、概要等の説明があれば簡潔にお願いいたします。

小澤管理者。

小澤病院事業管理者 本日、毎年度の予算の審議にあたりまして、ひとことご挨拶申し上げます。

皆さんご存じと思いますが、地域医療構想というので私どもの病院のベッド数とそれから質的・量的なものの規制がこれからかかってまいります。その規制で不足する部分は連携でもっていくというのが、地域医療構想であります。

もう一つが地域包括ケアシステムで、地域包括ケアシステムというのは、地域の状況に応じて構築するという大前提がございますので、それは私どもにとっては最も身近な問題というふうになるかと思います。来年度の私どもの病院の目標としましては、それを強化推進していくということを一つの目標に掲げております。それを進めるためには具体的に言いますと、各在宅の方々に訪問診療をします。それから、かかりつけ医として病気だけではなくて、生活の背景まで全部お世話できるようなそういうふうな人間性が問われるようになってまいります。

ただ、そういうふうなものの行き着く先と言いますのは、私どもの病院は少なくとも地域の開業の先生方にも病床を開放する、いわゆる開放病床としての機能、それからもう一つは、在宅療養支援病院としての要件を満たして積極的に外へ出ていく。在宅は入院のべ

ッド数の何倍もある広大なベッドですので、それは患者さんにとってもありがたいことですが、病院の安定経営として非常に大事なことだというふうに考えて、その二つを目指しております。しかし、それを目指すには、その要件が非常に厳しゅうございます。一つは、少なくとも医師の数にして4名以上いないとその目標は到達できません。ちょうどいま私どもの病院は、長い暗いトンネルの中であって、出口が見えないような状況です。それは、一重にやはり人員の不足ということにかかっております。これからまた介護施設のほうについても説明がありますが、合併はしましたけれども、やはり従来のクリアできない問題というものをそのまま引き継いできているという問題がありますので、これから先も非常に困難が予想されます。そうは申しましてもやはり医療介護というのは、住民にとっても密接な問題でありますし、私どもがライセンスを付与されたものの使命と考えています。そういうことを考えますと、何が何でもやはり安定的な医療介護の供給のためには努力していかなければいけないという意志は持っております。できました予算を私がつらつら見ましても、なかなか進歩というものが感じられず、忸怩たるものがございます。その背景は、いま申し上げたことにあるというふうにご理解いただきまして、きょうの予算の審議をよろしくお願ひしたいと思います。

鈴木委員長 それでは続いて、平野病院事務局長。

平野病院事業事務局長 それでは、平成30年度の病院事業の予算について、ご説明をさせていただきます。

病院事業では、条例改正等につきましても、上程させていただいておりますけれども、こちらのほうにつきましては、恵心園といさりびの経営統合に伴うものでございますので、後ほどの高齢者介護サービス事業会計の前段で詳細な説明をさせていただきますので、まずは病院事業につきまして説明をいたします。

まず、執行方針にありました病院事業の目標とその基本方針をいま小澤事業管理者のほうから申し上げましたけれども、これを実際具体的にどのような手法をもって行うかとすれば、本年4月に先の総務・経済常任委員会でもお示ししたとおり、退院支援室を発展的に解消して、在宅介護医療連携室を設置すると。この中で、ベッドが知内町・福島町にはありませんので、そこの住民も巻き込んで、連携を図っていきたいというところでございます。

また、病院機能評価が認定から5年が経過しておりますので、5年で任期が切れます。ですので引き続き、医療の質と患者サービスの向上を図っていくということで、今年度で継続審査を受けるということで、予算計上をさせていただきます。

また、住民とのふれあいをとおして国保病院を作り上げていくという観点から、昨年開催しております病院祭り、そして2年前に開催しました地域住民ふれあい事業での講演会を継続してやっていきたいというような予算編成になっております。

本年は、診療報酬の改定がされる年度でございます。2年に一度、診療報酬の改定がありまして、この4月には12月に改定率がマイナスの1.19%で公表がされ、これは前回の2年前に比べて0.35%マイナス幅が大きくなったという大変非常に厳しい診療報酬の改定になっております。ただ本体、薬価別に分けますと、本体は0.55%だから薬価がマイナス1.74%ということで、病院の事業運営を行う上では、基本的にはプラスにしましたよというところになってございます。

これにつきましては2月7日、中医協から厚労省のほうに答申がされ、この月曜日3月5日に施設基準等の詳細が公表されております。ざっと目をとおしたのですけれども、今後の病院への評価のあり方については、これまでは看護師を多く配置して、手厚いサービスを行ったところに診療報酬を上げるというような政策だったのですけれども、来年の4月以降につきましては、患者に行った実際のサービスに対して、診療報酬を付けるということで、いままでは人を増やして収入を上げるというような体系だったのですけれども、これからはデータ重視で、国に出しているデータをもとに評価していくという手法に変わっていております。これまで7対1、10対1、患者1人に看護師何人を配置するのかというような体系だったのですけれども、これからは一般急性期入院基本料で、その中で手のかかる人は何人いるのか、重度の患者さんは何人いるのかというようなものをデータ化して、全部厚労省に上げた中で、対応されるというようなこととなりますので、少し考え方を考えていかなければならないのかなというふうに思います。

この間、病院改革プランでは、患者1人あたりの単価を上げて、患者がすくなくなった分をカバーしてきたのですけれども、このような手法は取れないということになりますので、改めて収支計画等を見直す中で、現状の単価を維持しつつやっていかなければならないのかなというふうに思います。

ただ今回、収入の柱となります入院基本料につきましては、7対1が四段階に分かれるのですけれども、現在これまでやってきた取り組みが診療報酬改定上の評価とマッチングしておりますので、単価は変わらないのではないかなという判断をしております。

逆に患者サービスの向上で、看護助手等を夜間にわたっても配置してきたのですけれども、これが評価されるということがありますので、総体的にはマイナスにはならないのではないかなという現状を認識をしております。詳細につきましては今後、院内にワーキンググループを開催した中で、対応していきたいというふうに考えております。

また、一般会計からの繰り入れにつきましては、今年度もこれまで同様、交付税のルール分というような形で予算計上をさせております。詳細は、資料の119ページに書いておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

また、予算概要の特徴的事項ですけれども、今年度につきましても、赤字編成ということになっておりますが、昨年度策定しました病院改革プランでは、現金収支等にも問題なく、事業運営できるということになっておりますので、今年度についても赤字予算ということでご提案させていただきます。

それでは早速、詳細説明のほうに入らせていただきたいと思っております。

予算書は、22ページです。予算説明資料は、114ページをご覧ください。

それでは、収益的収支の支出のほうからご説明をいたします。

資料のほうに掲載しております、1款 病院事業費用、1項 医業費用の1目 給与費につきましては、給料については総体では、前年対比 531万円の減ということになっております。これを職種別に見ますと、管理者・医師につきましては6名で変わらないのですが、1名の常勤ドクターの採用を見込んでおります。行政職・事務職員につきましては、2名減となっておりますが、定年退職に伴い、これは再任用へ予算計上をしているところであります。医療職の二は14名で、1名増となっております。これについては、採用見込みで薬剤師2名と理学療法士1名をみているところです。薬剤師につきましては、4月1日の採

用内定をしておりますし、理学療法士・作業療法士につきましては、先日行われました国家試験で合格点を大幅に超えたというようなことで、連絡をもらっているところでございます。医療三表看護師につきましては、1名減です。ただ、これにつきましても定年退職者が再任用というふうに変わりますので、実際は3名の看護師を採用する予定で見込んであるところでございます。再任用につきましては、それぞれ行政・医療二・医療三で、合計で4名の増というところになっております。

2番の手当でございます。手当につきましては、70万8,000円のマイナスです。

これについては、給料が少なくなっておりますので、これに連動してマイナスということになっております。ただ、マイナス幅が小さいのは、人勸による期末勤勉手当が0.1月増えているというようなところでございます。

3番の報酬は、71万5,000円の減です。これは、正月分のドクターが一週少なくなると。また、札医大分も少なくなるといふことでの減額でございます。

続いて、資料の115ページ、次ページをお開きください。

賃金につきましては、1,255万円と大幅に増えております。これは現在、再任用で働いております検査技師1名が平成29年度におきまして、新規の採用ができなかったということで、再任用の任期満了をもって臨時非常勤職員へなるということと、また看護師につきましても再任用が終わった職員について、臨時非常勤職員で働いていただくというようなことなどから増えているところでございます。

続いて、賞与引当金繰入金は、予算書では23ページです。

こちらは、前年比 311万4,000円の減です。これは、正職員数が減っておりますので、それに伴う減少ということでございます。ただ一方、臨時職員については、増えているというような内容になっております。

続いて、2目の材料費の1番の薬品費でございます。129万6,000円、増えております。

後ほどご説明申し上げますが、入院患者数等は減っているのですけれども、急性期患者の入院が多いと。要は、長期慢性期にわたって三週間以上入院される患者さんではなく、平均在日数も17日くらいでどんどん変わっていっていますので、集中的な治療を行いますので、ここの材料費・薬品費等につきましては、増えるというところになっております。

診療材料費については、544万3,000円の減でございます。

続いて、3番の医療消耗備品費につきましては、71万7,000円です。

主な内訳で、看護部が160万3,000円と多いのですけれども、これにつきましては認知症の患者さんが最近入院されるケースが多いと。これについては木古内恵心園、そしていさりび、知内の特養でありますしおさい園、そして新たに昨年からは福島町の陽光園につきましても、当院の医師が嘱託医で行っております関係上、病状が悪化すると当院へ入院されると。特養に入られているかたなので認知が強いので、1人で歩いたりして病院から出て行くことがあり、それに伴って骨折などのリスクも伴いますので、それに対応すべく患者さんがベッドから下りたらわかるような医療機器を設置するということで、増えているところでございます。

続いて、旅費交通費は16万6,000円です。これは、宿泊費の引き上げ等に伴うものでございます。

光熱水費は10万4,000円、これは前年度と変わりません。

4番、修繕費については、111万1,000円でございます。これは、住宅関係で医師住宅の水道管が破れているところがありまして、それを修理したいと。あわせて、古くなっている部分につきましても修理したいということで、少し多めに予算計上をしているところでございます。

予算資料116ページ、次ページをお開きください。予算書は、25ページになります。

賃借料は、34万9,000円の増です。これは、そんなに前年度と変わらないのですけれども、新たに腹膜透析の機械をリースで借り入れするという事です。腹膜透析につきましては、人工透析に移行する一つ前の治療方法なのですけれども、今回の診療報酬改定におきましても、真っ直ぐに人工透析をするのではなく、一度腹膜透析をやった上でする項目が評価等がされておりますので、一台リースで借り入れするというようなものでございます。

6番の通信運搬費につきましては、16万8,000円増になっております。

これは、主な内訳にありますパソコン通信料の中で、今回3町合同で在宅医療介護連携推進事業をやるにあたって、オンラインのパソコンを設置して行くということで、新たに回線を設置するという事で増えています。

続いて、7番の委託費でございます。153万7,000円です。これは、入院患者にかかる給食業務委託料が前年度より2名少なくみておりますので、ここで200万円ぐらい減っておりますので、これが主な要因でございます。

8番の車両費でございます。13万7,000円の減です。これは、単純に車検の台数が4台から30年度、3台に減るといふようなことの内容でございます。

続いて、予算書26ページになります。

広告宣伝費 12万4,000円、これは昨年、看護師の採用に伴うパンフレットを作成しましたけれども、今年度については既存のパンフレットを使用するという事で少なくなっております。

減価償却費は、450万1,000円の減でございます。これは、償却し終わった医療機器等が出てきておりますので、少なくなったというところでございます。

予算書、27ページでございます。

5目の資産減耗費の固定資産除却費であります。90万円増えております。これは、後ほど資本勘定で説明しますが、レントゲン装置が1台更新しますので、それを処分する費用でございます。現金での支出はございません。

続いて、説明資料117ページをお開きください。

6目の研究研修費、1の研究材料費は、17万9,000円。これは、経費節減に伴いまして、予算ヒアリングで落としております。

2番、研修会費 11万4,000円につきましても、同様であります。

3番、謝金につきましては、23万円増と。これは先ほど申し上げました、地域ふれあい事業の講師謝礼ということで、地域医療構想に基づいて今後、当院の診療圏域における病院のあり方などについて、大学の先生を呼んで少しお話を聞いていただきたいということで、その費用を計上しているところでございます。

4番の旅費は、31万7,000円でございます。これは前年、長期の看護師の研修があったのですけれども、本年は計上していないということで少なくなっております。

続いて、予算書28ページです。

28ページの2項 医業外費用、1目 支払利息及び企業債取扱諸費につきましては、228万9,000円の減。これは、単純に企業債の借入残高の減少に伴うものでございます。

3目 特別損失の1目 過年度損益修正損、1の退職給付引当金繰入額につきましては、962万3,000円の減。これは、前年度に3年に一度の退職金の精算がありましたので、多かったということで通常に戻ったということになっております。

この特別損失につきましては、平成26年度の地方公営企業法の改正に伴って現在、勤めている職員が全員退職した場合に備えて積み立てをするということになっておりまして、5年間で積み立てするというところになっておりますから、29年度に3,237万5,000円を積み立てする予定で、この30年度で終了するというところでございます。

以上が病院事業の支出でございます。

収入も一緒でよろしいですか。

鈴木委員長 続けてお願いいたします。

平野病院事務局長。

平野病院事業事務局長 それでは、資料は戻りまして、112ページです。予算書のほうは、17ページでございます。

1款 病院事業収益、1項 医業収益、1目 入院収益は、1日あたりの平均入院患者数は、今年度は62名でみているところでございます。前年が68名ですので、6名のマイナスと。

今年度のベッド稼働率が落ちておりますので、その分も含めまして、今年度は62名ということで少なくみております。

一般病床の患者数につきましては44名で、単価は3万700円でございます。これは、前年2万9,900円だったのですが、先ほど診療の材料費等上がっておりますということで、当然単価も上がっておりまして、今年度につきましては800円プラスという計上をしております。

包括ケア病床につきましては、3万1,800円の12名でみております。こちらの単価は、逆に3万2,300円から500円少なくなっている状況でございます。

透析につきましては、3万400円の6名で、800円前年より少ないというようないずれも実績値に基づいて計上をしているところでございます。

続いて、2目の外来収益です。こちらの1日あたりの平均患者数は153名で、前年度と変わりません。外来単価については7,400円で、診療日数は267日です。こちらについては、1人あたりの単価が800円ぐらい上がっているというようなところでございます。ですので、外来収益については、3,190万円ほどアップしていると。

また、透析患者につきましては、2万8,900円の13名で、人数は6名少なくなっています。

これは前年、松前町の町立病院で透析患者の受け入れを中止しているということで、当町から遠いということもあって、入院をしながら透析治療を受け入れていたのですが、ドクターが採用したということで、松前のほうでも受け入れを開始したということで、今年度は少なくみております。

あと、通所リハビリにつきましては128万4,000円、居宅療養管理費については90万円、訪問看護収入については960万円、訪問リハビリ収入については240万円ということで、医療と介護の連携ということを考えれば、通所リハビリ、訪問介護収入、夜間訪問リハビリ

収入につきましては現状伸びてきておりますし、今回の報酬改定でも引き上げということでもありますので、その分を見込んで前年度より増収という形で予算計上しているところでございます。

続いて、資料113ページをお開きください。予算書は、18ページです。

3目のその他医業収益の外科外来診療業務受託収入というのが今年度増えております。

10万8,000円からの12月分ということで、これは道立江差病院から外科医の派遣要請がありまして、1名道立江差病院にお手伝いに行くということに伴う収入でございます。

また、産業医の受託収入につきましても、今年度増えております。前年は、木古内町の5万4,000円の1件のみだったのですけれども、今回、新たに知内町のほうからパワーエンジニアリングと北電、そして三洋食品に加え、江差郵便局からも依頼があったということで、この分を計上しております。

ただ、収入は増えたのですけれども、4月以降恵心園が廃止になって、病院事業になりますので、この受託収入が280万円ぐらい少なくなりますので、これと相殺すればほぼゼロゼロかなというような収入になっております。

続いて、予算書20ページをお開きください。

2項の医業外収益、7目の負担金及び交付金におけます251万円につきましては、先ほど来からご説明させていただいております在宅医療介護連携事業負担金ということで、当病院が事務局として担って行う研修会の開催、そして情報共有シート作成に伴うパソコン通信等につきましては、木古内町・知内町・福島町からそれぞれ負担金をいただいて運営していくということで、新たに項目立てして予算計上をしているところでございます。

以上、国保病院事業会計の説明とさせていただきます。

鈴木委員長 病院事業会計の予算案について、説明が終わりましたので、各委員より質疑をお受けいたします。

質疑ございませんか。

竹田委員。

竹田委員 丁寧な説明をしていただきました。冒頭、今年度診療報酬の改定、看護体制も7対1の内容は詳しく理解はできないのですけれども、何段階に分かれた患者サービス主体の診療報酬だというふうに思っています。

この資料の112ページの入院患者62名、ある程度予算の中では目標というか、ある程度の目標を立ててやはりあれするという部分はわかるのですけれども、現段階の実態というかそういう部分からしますと若干、差異があるのかなと。やはりよく平野事務局長も言っているように、病院経営というのはそういうバランスが基準になる。患者いての病院というふうになるわけですし、この目標設定というか入院患者の62名をどうこうというわけではないのだけれども、いまの実態と若干差異があるものですから、その辺をいろんな管理者が冒頭言った在宅医療地域包括等の連携の中で、やはり入院患者を確保するという努力がもっと必要なのかなと。私は、やはり木古内の町民も然りなのですから、他町からの呼び込み。今回、3町の連携事業がありますので、これをやはりフルに活用する中で、木古内町を売り込み、そして函館でなくても木古内で十分対応できるというそういう体制を作ってもらいたいと思います。

それと、松前の病院の実態を聞いても医師の確保というのが一番ネックになっていると

いう話も聞いています。幸い我が町木古内町は、管理者含めて6名の医師が現在確保されていますし、そしてプラス非常勤の医師、歯科医師1名、内科2名ということで、全体で9名という歯科医師含めて9名の体制ということなのか、常勤医師管理者含めて6名という標記してはいますが、非常勤もプラスすれば9名というカウントの理解もできるものですから、その辺が実際9名の体制なのかどうなのかという部分をちょっと確認したいと思います。

鈴木委員長 平野病院事務局長。

平野病院事業事務局長 予算の入院患者数なのですけれども、確かに今年度については患者数が大きく減っていて、50名をちょっと超えるぐらいが平均になってきています。ただ、この1・2か月は通常どおりの入院患者数に戻りまして、64名～65名いま入院しているところでございます。ただ、分析したところ、やはり元気な人が増えているのかなというところがございますので、今後は予防に力を入れていくわけですから、自ずと患者さんは減ってくるのかなということが想定されますから、いまいる住民のかたで函館に通われているかたをかかりつけ医として当院にかかっていたくようなことが必要なのかなということもあり、病院祭りと地域住民ふれあい事業をとおして、うちの病院はこんな病院ですよというようなことをアピールしながら患者を増やして行って、改革プランで60名いると収支は均衡を図れるというふうになっておりますので、それに基づいて事業を推進していきたいというふうに考えているところでございます。

また、他町のほうにつきましては、竹田委員がおっしゃったように、在宅医療介護連携推進事業を行いますので、この事業については、病院と町とそして介護事業所に加えて、医師会のかたにも入っていただきます。ですので、医師会であれば知内・福島町、そして当町で開業されているクリニックの先生方も対象になりますから、そこで連携を少し深めて行って、患者さんが入院する時は当院を使っていたくというようなことに取り組んでいければいいのかなというふうに思いますので、これは長期的にやっていって始めて成果が出てくるというふうに思っているところです。

あと、医師の確保の件ですけれども、9名ということでお尋ねがあったのですけれども、現状、小澤先生を抜きまして診療にあたっている先生が内科が4名です。外科1名、整形1名の6名に歯科の先生と小澤先生を入れて8名になります。

ですので、今回の予算の医師の6名は小澤先生も入っておりますので、常勤医5名と小澤先生と。非常勤で2名、いま松谷先生と吉武先生がいらっしゃいますので、この先生を含めるともし1名採用ができるとすれば、医科部分は小澤先生を入れて8名体制で7名で診療ができるのかなと。これは、小澤先生のほうが言いました今後のかかりつけ医として、在宅支援診療病院になる術には、医師の確保というのは重点的な数になっておりますので、引き続き医師を確保しながらかかりつけ医として、開放型病床に取り組んでいきたいというようにして予算計上をさせていただいております。

鈴木委員長 ほかございませんか。

平野委員。

平野委員 質問の前に冒頭、小澤管理者から挨拶がある中で、医療報酬の改定、診療報酬の改定もあり、病院の置かれる立場は大変厳しいという言葉がありました。しかしながら、町民のためライセンスを与えられたものの使命を持って取り組まなければならないという

言葉に非常に感動をいたしまして、我々議員ももちろんなのですから、行政も見習わなければならないなど非常に感じました。

病院事業については、昨年も常任委員会の中でも調査したとおり、看護師の確保等に住宅を造ってそういう努力がある中、確保を続けているということもありまして、今年度についてはその医師確保に向けて、また新たなアイデアが出されるんじゃないかなと思って期待しておるところでございます。当初には載っておりませんが、きっと様々な努力と工夫を持って医師確保にきっと力を発揮してくれるんじゃないかと期待をしております。

質問は1点だけなのですが、25ページの委託料の中で病院機能評価審査なのですが、これ前に4年前・5年前に認定を受けた以降の計上になると思うのですが、これは前回のやつを継続という形で再度なのか、それとも新規ということなのか。5年ごとに必ずこの認定を受けるべく、この予算が発生するののかという部分について、ちょっと詳しく説明していただきたいと思います。

鈴木委員長 平野病院事務局長。

平野病院事業事務局長 お尋ねの病院機能評価の審査受審委託料につきましては、認定期間が5年になっておりますので、5年経過した後に引き続き継続で受審するのか、それとももう止めるのかというようなことを病院のほうで判断することになります。

当院につきましては、引き続き先ほども申し上げたとおり、医療の質の向上と患者サービスの向上を図るために継続して行うということになっておりますので、現在、機能評価機構で定めている90項目近くのものも継続して行われているかどうかというのを改めて審査を受けて認定を受けるということでございますので、5年に一度予算計上をさせていただくというようなものになっております。

鈴木委員長 ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

鈴木委員長 ないようですので、病院事業会計の予算を終えたいと思います。

引き続き、平野事務局長の説明を求めます。

平野病院事務局長。

平野病院事業事務局長 それでは、収益的収支につきまして、ご説明をさせていただきます。

資料については、118ページです。予算書につきましては、32ページです。

支出のほうからご説明申し上げます。

1款 資本的支出、1項 建設改良費、1目 有形固定資産購入費につきましては、今年度は車両を1台更新する予定でございます。この費用が280万円です。

この車両につきましては、もっぱら医師の送迎車両に使用するというところでございます。現在、医師送迎車両に使用している車が平成22年に購入しまして、現状27万km走っているということでございますので、これを新しくすることによって、いまの医師送迎車両を訪問リハビリに使っている車に変えるということでございます。訪問リハビリで使っている車両につきましては、平成14年4月に購入したものでありまして、17年間使用して20万km近く乗っているということでありますので、更新を図るというものでございます。

機械器具備品購入費用につきましては、一般X線撮影システム 755万円を更新いたし

ます。これは、平成8年に古い病院の時に購入したものでありまして、この10月で部品供給も終わるということですので、この機会に更新するということですので。

二つ目の自動ジェット式超音波洗浄装置と高圧蒸気滅菌装置につきましては、駐在に置いております滅菌専用の機械なのですが、最近故障がちだということもありますので、予算計上をしておいて取り替えなければならないというような時に対応すべく計上させていただいて、執行につきましては状況を見ながらというふうに考えております。

介護請求業務システム 470万円は、5年前に購入したものでありまして、使用権パッケージが終了するというところですので更新すると。

また、内視鏡の洗浄消毒装置の297万円については、これも平成22年に購入したのですが、8年経過して毎日胃カメラで検診を受けておりますので、更新して故障に備えるというところがございます。

2項 企業債償還金、1目 企業債償還金の元金償還分については、1億9,028万3,000円は、起債の元金償還金です。

3項の看護師奨学金貸付金、1目 看護師奨学金貸付金につきましては、今年度3名分の216万円を計上しております。1名につきましては現在、道立江差病院に通われているかたの継続で決まっております。またもう1名につきましては、知内に在住のかたがこの4月から看護学校に通うのに、当院の奨学金を借りて進学するというところで、申請が上がってきておりますので予算計上をし、1名余裕を持った中での計上というふうになっております。

続いて、予算書は31ページをお開きください。

資本的収入でございます。

1款の資本的収入、1項 企業債、1目 企業債につきましては、先ほど申し上げました車両と医療機器の購入分に関する補助金を除いた分の額を起債充当して借り入れするものがございます。借り入れは、過疎債が2分の1と病院事業債2分の1でございます。ただ、医師送迎用車両につきましては、丸々企業債を財源としておりますけれども、先日行われました会議で、もしかすれば補助金が適用になるかもしれないということですので、効率的な購入を考えれば補助金を適用させたほうが良いというふうに思いますので、今後、関係機関と協議した中で、なるべく補助金を活用してやっていきたいというふうに考えております。補助金の交付決定がされた場合につきましては、速やかに補正予算で議決いただきたいというふうに思っております。

2目 他会計負担金、1目 他会計負担金につきましては、これは企業債の元金償還にかかる負担金が一般会計が2分の1というこれは総務省の繰出基準に基づきまして9,514万1,000円、そして建設改良にかかる負担金の補助金起債を除いた額の2分の1も一般会計が負担するというところで、1万8,000円計上しております。

3項 国庫補助金、1目 国庫補助金につきましては、これは医療機器の国保直営診療施設分の補助金でありまして、レントゲンが108万円、その他の医療機器が270万円でございます。これは、補助率は3分の1と。

4項の道費補助金、1目 道費補助金 医療機器 189万円につきましては、国庫補助金の2分の1を道費が負担するというようなことで、189万円計上しているところがございます。以上でございます。

鈴木委員長 資本的支出及び収入の説明が終わりましたので、各委員より質疑をお受けい

たします。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

鈴木委員長 ないようですので、以上で病院事業会計の予算全てを終えたいと思います。

病院事業会計の皆さん、お疲れ様でした。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後3時13分

再開 午後3時28分

議案第19号 木古内町特別養護老人ホームいさりび診療所設置及び管理に関する
条例制定について

鈴木委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

引き続き、病院事業経営管理グループの皆さん、お疲れ様でございます。

高齢者介護サービス事業会計の予算審議に入りますが、その前に議案第19号 木古内町特別養護老人ホームいさりび診療所設置及び管理に関する条例制定についてを議題といたします。

平野事務局長の説明を求めます。

平野病院事業事務局長 それでは、説明をさせていただきます。

議案第19号の木古内町特別養護老人ホームいさりび診療所設置に関する条例制定につきまして、ご説明申し上げます。

この条例は、木古内恵心園と介護老人保健施設いさりびの経営統合に伴い、新たに特別養護老人ホームいさりびを設置するにあたり、北海道特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき制定するものであります。

同条例第11条第3項第7号に設備の基準として、医務室の設置が定められております。

また、ユニット型特別養護老人ホームの設置にあたっては、同条例で医務室については、医療法第1条の5、第2項に規定する診療所とされていることから、本条例を制定するものでございます。

第1条では設置目的、第2条では利用者、第3条では配置する職員と診療業務を定めております。

なお、附則としましてこの条例は、平成30年4月1日から施行するとしております。よろしくご審議をお願いします。

鈴木委員長 説明が終わりましたので、各委員より質疑をお受けいたします。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

鈴木委員長 ないようですので、次に進めます。

議案第28号 木古内町介護老人保健施設及び特別養護老人ホーム木古内恵心園
経営統合に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

鈴木委員長 議案第28号 木古内町介護老人保健施設及び特別養護老人ホーム木古内恵心園経営統合に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題といたします。

平野事務局長の説明を求めます。

平野病院事業事務局長 引き続き、議案第28号の木古内町介護老人保健施設及び特別養護老人ホーム木古内恵心園経営統合に伴う関係条例の整理に関する条例制定について、ご説明いたします。

資料は、資料番号1の18ページからでございます。

まず一つ目の木古内町病院事業の設置に関する条例の一部改正でございますが、これは新旧対照表に載っております、第2条第2項に定めました表の事業名・施設名を木古内町介護老人保健施設からそれぞれ木古内町高齢者サービス事業、木古内町特別養護老人ホームいさりびへ改めます。

事業内容につきましては、適用します介護保険法の条項を改め、病床数定員については、通所リハビリテーションを木古内町国保病院へ変更し、特養につきましてはの定員は、短期入所を含めて88名とするものです。

続きまして、資料19ページをお開きください。

第4条の改正は、特養への名称変更でございます。

続いて、資料20ページをお開きください。

木古内町職員定数条例の一部を改正する条例でございます。

これは、条例第2条第5項に定めております、公営企業関係職員をこれまで事業ごとに定めておりましたが、今回の改正では定数は変更せずに、病院事業職員として一括りで124名と変更するものでございます。

続いて、21ページから24ページにつきましては、いずれもそれぞれの条例に介護老人保健施設という文言が入っておりますので、それを経営統合に伴いまして、特別養護老人ホーム等に文言を整理するものでございます。以上でございます。

鈴木委員長 説明がおわりましたので、各委員より質疑をお受けいたします。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

鈴木委員長 ないようですので、次に進みます。

平野病院事務局長。

平野病院事業事務局長 いま、議案につきまして二本ご審議いただいたのですけれども、老健事業会計の説明に入らせていただく前に、一つ私のほうから条例の改正について、ご報告とお願いということで、発言をさせていただきたいと思っております。

実は今回の経営統合につきましては、関係条例の整備、規定、会計の設置について、総務省と協議をしてきたというところで、前回の総務・経済常任委員会で報告をさせていただいております。

総務省のほうには、少し早めに照会をかけてきたところなのですけれども、以前にも申し上げたとおり、総務省ではこの30年3月の廃止ではなく、1年あとという認識のズレがございまして、見解が少し遅れてきたところでございます。きのう、実は総務省のほうから

今回の老健会計を廃止するにあたって、正式な見解が示されております。

当初は、そのまま決算を踏んで、全てを特養会計に無償譲渡して行うというような手法が公営企業会計の手引に出ていましたので、これが正しいやり方ということで、照会をかけておりました。

その後、総務省のほうからきのう、これはあくまでも廃止を前提とした場合の手順ではないので、廃止する場合はきっちり清算特別会計を設けてやってもらいたいということが出てきております。

ですので、本来でありましたら議会開会前に清算特別会計の設置条例を上程して、この予算委員会で審議していただくところでございますが、総務省のほうからは予算の最終日までには間に合うように見解が出す場合には連絡するということが昨日いただきましたので、本日も午前中総務省と話をしておりました、ぜひ清算特別会計をやって老健事業会計を廃止すべきというような助言がされましたので、最終日に改めて木古内町病院事業清算特別会計の設置という条例をご提案させていただいて、ご審議していただきたいということで、ご報告をさせていただきます。

ただ、この清算特別会計につきまして何をするのかというのは、少し先行審議になるかもしれませんが、簡単にご説明いたしますと、老健で借り入れた企業債。これをあくまでも老健で借りた企業債なので、老健で清算を粛々とやっていきなさいと。私の考えとしては、動産不動産全て無償譲渡という形で特養にきますから当然、負債であります起債についても譲渡するという考えで総務省と協議してきたのですけれども、そこは清算会計を用いるべきだというような助言がされましたので、大変申し訳ございませんけれども、3月の13日に改めて上程させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

鈴木委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後3時37分

再開 午後3時39分

鈴木委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

引き続き、高齢者介護サービス会計の予算案について、説明を求めます。

平野病院事務局長。

平野病院事業事務局長 それでは、特養高齢者介護サービス事業会計についての説明をさせていただきます。

まず今年度は、会計名が変更になります。先ほど条例の改正で申し上げましたとおり、特養と通称リハビリを一体的な会計として、今年度から高齢者介護サービス事業会計ということになります。

1款で特別養護老人ホーム事業をみまして、2款で通所リハビリテーション事業を持つというような仕組みでございます。

通所リハビリは、この会計上でいきますと特養の付帯事業として予算編成されているのですけれども、本来であれば病院事業というようなことになるのですが、これまで老健で入所部門と通所部門を持っていたというようなこともございますし、地方公営企業法の財

政健全化に関する法律の取り決めというものがあまして、因果関係があるものにつきましては、事業をまたいで会計を持っても有効とするというような条文もございますので、これまで同様な経営の視点とかで審議していただく場合、より適切化になるというようなことで今回条例改正をしまして、高齢者介護事業サービスということでご提案をさせていただきます。

特徴的な事項でございますけれども、先に説明しましたが、不動産並びに現金を含む動産は、全て特養へ所有権の移転をします。これについての議会の議決ですけれども、法律上特に必要はないというようなことになっておりますので、今回の予算の本文には出てきておりません。

ただ、老健で3月31日付けで未収金と未払金が発生します。これにつきましては、予算書の高齢者事業会計の1ページの一番下に、第4条の2というところに、特例的収入及び支出というような条項を一文入れさせていただきます。

これは、4月1日から特養になりますけれども、未収金・未払金がありますので、その未収金・未払金を損益勘定上では処理をしないで、伝票整理だけで特養会計に引き継ぐというようなことでございます。

今回は、それぞれを見込みで予算計上をさせていただきますので、この額が決定しましたら速やかに直近の議会で補正するというような関係条例での整理にさせていただきますから、これにつきましては整理が次第、改めて補正予算で対応をさせていただきたいと思っております。

また、本来であります29年度の損益勘定の予定を資料として付けることになっておりますが、もう3月31日で事業廃止しますので、これは付けなくてもいいというふうになっておりますので、添付はしてございませんのでご了承ください。

あと今回、特養となることによりまして、より重度のかたが入所されると。職員のかたもやはり業務内容が大変になるというようなことで、国のほうで介護報酬の中で出しております介護職員処遇改善加算が増えております。ですので、この財源を使いまして今回、新たに恵心園から身分移管される人、そしていさりびで働いている非常勤職員のかたに年間10万円ほど手当を引き上げて対応したいというふうに考えておりますので、今回の経営統合によって10万円ぐらいですけれども、臨時非常勤職員のかたは収入が増えたというようなメリットが生じたというのをご報告させていただきます。

今年度は、診療報酬と同じく、6年に一度の介護報酬の改定もされております。前はマイナス改定だったのですけれども、今回は1月に0.54%プラスというような内容で公表がなされました。主な内容につきましては、地域包括ケアシステムです。これも医療同様に推進していくというようなことになっており、あわせて認知症対策への強化やICTを活用した会議の持ち方など、多様にわたって視点が示されているところでございます。

特養につきましては、入所者につきましては、プラス改定ということになっておりますが、通所につきましては1人あたり1,000円という大きなマイナス改定になっております。

ただ、通所のほうでは一生懸命取り組む施設については、報酬は削りませんよということで他職種で集まって、そのかたにあたりハビリを適切に行うというようなことであれば、1,000点くらいプラスになりますので、取り組んでいけばマイナス分は補えるのかなというような改定になっております。

特養は、だいたい介護度4で150円で、年間440万円ぐらい増えるのではないかなと予測

しておりますし、今後の取り組み次第では、いま看護師を毎日夜勤で配置できない状況ですけれども、これを取り組むのであれば600万円とか、あと諸々です。考えれば、1,000万円近い収入が見込めるのですけれども、何せ4月1日に経営統合をしますので、その辺は人員配置も含めまして、適宜対応できるような形でやっていきたいというふうに思っております。

予算編成につきましては、前年同様赤字編成になっております。これは、病院もそうですけれどもきっちりした長期計画を示した中であれば問題ないというようなことですので、これについては後ほど資料でご説明をさせていただきます。

それでは、詳細説明に入らせていただきます。

資料は122ページで、予算書は23ページでございます。

収益的支出からご説明申し上げます。

まず、給与費であります。1款の特別養護老人ホーム事業費用の1項 事業費用、1目 給与費につきましては、給料が約1,000万円の減になっております。この要因につきましては、2款で通所リハビリテーション事業を經理しますので、リハビリの職員が医療二表に定めるリハビリの職員がそのまま2款にいくというようなことで、減額になっております。

手当につきましても、497万3,000円減です。これも先ほど申し上げた内容でございます。

続いて、資料は123ページをお開きください。

賃金です。賃金は、6,816万9,000円の増であります。区分としましては、準職員として13名、6,461万2,000円増です。これは、恵心園から身分移管されます現状恵心園の正職員の方々の賃金です。事務職員が1名とケアマネ1名、ナース2名と介護従事者9名という内訳でございます。

続いて、介護職です。介護職は、2名減の936万5,000円増です。これは、恵心園側から恵心園の臨時職員のかたが新特養の非常勤職員として4名採用するというようなことで、増えているものであります。パート職員は、6名減になっております。

続いて、施設管理と施設パートにつきましては、これもそれぞれ恵心園からの身分移管に伴います増員でございます。

続いて、4番の法定福利費は1,375万5,000円増になっております。職員については、リハビリ分が減りますけれども、臨時非常勤職員が増えるということで大きな増になっております。

続いて、予算書24ページです。

賞与引当金繰入額、そして6番の退職給付引当金繰入額につきましては、マイナス部分はリハビリの職員、増額分は非常勤、恵心園からの増える分ということでございます。

続いて、2目の材料費は、医薬品費が711万1,000円減になります。これは、これまで介護老人保健施設は医療施設でございましたので、医療費、医薬品費については施設持ち出しになっておりましたが、特養については福祉施設のため全額個人負担に切り替わるというような大きく減っております。

3目 経費については、主な項目を載せております。

光熱水費については、181万1,000円の増。これは、1ステーション入居者がいない中でやってきましたけれども、4月以降については全てが稼働するというようなことで増えて

おります。また、負担金 120万円については、身分移管に伴う保証分の120万円と。

あと、その他につきましては、これは先ほど申し上げたとおり、入居されるかたが増えるのと公用車が増えます。恵心園での通所デイサービスで使っていた車を特養のほうに持ってきますので、それに伴う費用が増崇するというところでございます。

委託費については、給食委託料が1,700万円増えます。これも入居者の増でございます。

資料、124ページでございます。予算書は、28ページになります。

ここからは、2款の通所リハビリテーション事業費用でございます。

いずれもこれは、通所リハビリ事業にかかる費用を分離して考えたものでございますので、前年度は予算計上をしておりませんが、今年度は職員4名と臨時非常勤職員が16名分にかかる人件費等を計上しているものでございます。

以上が高齢者介護サービス事業会計の支出にかかるものでございます。

続いて、収入についてご説明いたします。

説明資料は、120ページに戻ります。予算書も19ページをお開きください。

まず、表の中に1款 特別養護老人ホーム事業収益、3項 特別利益、1目 長期前受金戻入益というので、4,652万7,000円計上しております。これ前年度ゼロだったのですけれども、こちらにつきましては26年度の公営企業法の改正により、減価償却のみなし償却が廃止され、フル償却になっております。それに伴ってこれまでは、一般会計や補助金は受けるだけだったのですけれども、減価償却見合いを特別長期前受金としてみることもできるというような制度になったのですが、あくまでも単年度で収入として見込めるのは、減価償却の見合い分でありますから、減価償却を上回って一般会計から繰り入れされる、例えば過疎債です。過疎債は、7割入ってきます。ですから、減価償却を上回って入ってきますので、その分を収入としてみなせませんので、その収入とみなせなかった部分については、後年度でこのような形で特別利益として計上しなさいというようなことに基づいて今回、計上しているものでございます。これについては、平成31年度でも同額、32年度で残りの分を予算計上する予定になっております。

それでは、詳細説明をいたします。

1款 特別養護老人ホーム事業収益、1項 事業収益、1目 施設介護料収益でございます。入所者の平均は、1日あたり78名みております。平均介護度は4.0、老健時代につきましては平均2.5介護度でございましたので、1.5アップするというところでございます。

介護報酬については、平均9,323円です。老健時代が9,219円でしたので、老健と変わらず104円アップになります。これはいまご説明したとおり、介護度が上がるというようなことで収入が増えるところでございます。

食事・居宅・介護職員処遇改善加算については、前回と同じ項目ですが、介護職員処遇改善加算は先に申し上げたとおり、特養では介護報酬8.3%、老健は3.9%でございまして、概ね倍以上になっているというようなところでございます。

所得階層別の入所割合につきましては、だいたい前年同様で、5割・3割・2割というような内容になっております。

2目の居宅介護料収益は、これは短期入所にかかる部分であります。年間1,825人でございますので、だいたい6名ぐらい利用されるのかなというふうに見込んでおります。前年は、1名しか見込んでおりませんでしたけれども、今後、居室が個室になるわけですから、

恵心園サイドでは多床室ということで、男女の空き部屋を利用してやれなかった、しおさい園もそうですけれども。そういうかたが個室ということであれば、待たなくて入れることができるというようなことで、現在も稼働率が4名から5名というようなこともありますので、予算ベースでは少し多めにみているところでございます。

資料、121ページでございます。

ただ、入所の1人あたりの平均介護報酬は増えたのですけれども、特養についての介護報酬は、1人平均8,520円です。これは、老健がだいたい1万500円ぐらいありましたので、2,000円ぐらい減っています。これは、老健はあくまでも中間施設として、入所して短期であってもリハビリを行って、ADLを維持した中で自宅に戻ってもらうということで、リハビリが包括されていましたけれども、今回特養はリハビリは加算で付くことになりましたので、基本単価は下がるというようなところでございます。あとの処遇改善加算等は、記載のとおりでございます。

3目 利用者等の利用収益につきましても、これについてもほとんど遜色がございません。

2項の事業外収益、2目の他会計負担金です。予算書は、20ページであります。

本年は、介護サービス利用者負担軽減事業負担金というようなことで、これを一般会計から受け入れます。個室になることによって、本人の負担が増えることに対する、これは一般会計の負担金になります。

3目の長期前受金戻入につきましては、これは先ほど申し上げました、みなし償却はフル償却に伴う補助金等の収入でございます。

4目 その他事業外収益 介護サービス利用者負担金軽減事業補助金、これは国と道と町からの補助金ということで、軽減負担事業につきましては、収入全体としては1,000万円ぐらい収入を見込んでいるところでございます。

続いて、予算書22ページです。

2款の通所リハビリテーション事業収益、1項 事業収益、1目 居宅介護料収益の通所リハビリにつきましては、介護度は2.2で前年と同じです。1日あたりの利用者は20人を見込んでおりました、年間年末年始を除いて359日運営するというような予算計上でありまして、1人あたりの介護報酬は9,657円です。老健時代は1万698円でしたので、1,000円ぐらい下がっています。それは、介護報酬で先ほど申し上げたとおり1,000円下がりましたが、今後の恵心園から来られるかたも含めて、リハビリのマネジメントをどうやっていくかということでは、単価を上げる部分はありますので今後、積極的に単価を上げた中で対応していきたいというふうに考えております。

介護予防通所リハビリにつきましては、要支援1と2のかたの分でございます。これは、デイサービスがなくなりまして、前年に比べて1・2とも増えております。1日あたりでは、3.3名というようなことになっております。

続きまして、2目の利用者等利用料収益は、食事1食あたり480円につきましては、これは実費分というようなことで計上しております。

以上で、説明を終了いたします。

鈴木委員長 説明が終わりましたので、各委員より質疑をお受けいたします。

質疑ございませんか。

竹田委員。

竹田委員 以前からあまり多くの議論はしていなかったのですけれども、今回特養に切り替わるということで、全部個室というのか居宅料というのか部屋代がかかる。ただ、以前から海側・山側で差額ベッドあったでしょう。あれは、撤廃するという考えでいいのだろうか。私は、やはり撤廃すべきだと思っはいます。もし引き続いて、特養も居宅料を部屋代のほかに、環境なり若干部屋の設備も違うのも理解する。そうだけれどもやはり、介護をするユニットの単位で考えれば、本来であればこういうグループで介護をしたほうがベターだと思っても、こっちのユニットに移すことによって差額ベッドがまだプラスかかる。

経済的な余裕がある人はそれでOKなのだけれども、そういうことから考えれば福祉都市とすれば、今回の老健でのユニットの関係はわかるけれども、差額ベッドは撤廃すべきだというふうに思うのですよね。その辺の考え。

それと、直接この特養の事業とは関係ない。前にもちょっと求めたのですけれども、社会福祉協議会でやっている特浴槽を使った入浴サービスをどうなるのだというそういう心配の声もちょっと聞かれていますので、その辺が特養に切り替わればどうなるという方向性があれば教えてください。

それと、前回の総務の委員会の中で最後の部分で、恵心園の積立金というのか貯蓄というのか、それが約2億円あまりあるというふうなちょっと耳にしたのですけれども、その扱いが今回の統合で移行したこの会計の中に含まれるのか。それとも、原資というのか積立金も何か一緒に譲渡を受けるという話も聞いていましたので、町とすれば基金扱いの中でそういうある程度の用途を定めて、それを消化というのか活用するという考えなのか、あくまでも特養で汗水の結晶で積み立てたお金だから、特養施設で使うというのか。この会計には、どこを見てもその分が見えないような気がするものですから、この3点。

鈴木委員長 平野病院事務局長。

平野病院事業事務局長 まず1点目の差額ベッドでございますが、いま450円、250円で、150円の差があります。これは、条例で決めておりますので、条例の改正が必要になります。

違う根拠は、まず家具が新しいのと古いのと違うというようなことで、あとは海が見えるのか山側なのかというようなことで、決めた経過があるというふうに考えております。

今回、その辺の見直しも考えたのですけれども、これまで負担してきている人がいらっしやいますし、それをどこで公平にやるかというようなことを論理的に決められなかったというのもありますので、今後、家具を変えたりテレビがまだ未だに地デジ対応のテレビでなくて、ブラウン管を使っているところがありますから、そこを入れ替える時に改めて施設内で検討して、運営委員さんがいらっしやいますから意見を聞いた中で、適当な使用料に変えられればいいのかという考えがありまして、今回については使用料条例の改正はしていないところでございます。

あと、入浴サービスについては、これは病院事業の運営委員、第三者のかたが入られた中でも意見がありまして、恵心園がなくなるのであとうちでやらなければ地域のかたが困るかたが現状1名いるということを知っております。新特養での入浴日が月・火・木・金で、水曜日にやっております。恵心園さんも同じ水曜日を使ってやっていたと言っておりますので、いまここを水曜日にやる方向で調整している最中でございますので、前向きにやっているとござります。

3点目の2億円くらいの恵心園の資産の譲渡というようなお話だったのですけれども、これは恵心園のほうでも清算会計を設けて清算しますので、3月末では事業は廃止になりません。未収金・未払金を整理した中で、廃止をもって剰余金が発生しますから、その剰余金確定後に処分をするという手順になるのかなと思います。

恵心園側の法人の理事会の意向としては、定款を変更して町へ全額譲渡しますので、高齢者サービスの事業安定も含めて使用してもらいたいというような意向が示されていると思いますので、それも踏まえた中で特養の安定的な運営経営のために1億円を予算計上をしたいという考えでございますけれども、まだ清算が終わっていませんので、今回の当初予算には計上していないところでございます。

鈴木委員長 1点、確認よろしいでしょうか。以前、常任委員会の中で、私も同様の質問をさせていただいたのですけれども、その時に残金については、まだ詳しい金額は出てこないものの、流れとしましては一度国庫のほうに、それから町のほうにという説明だったのですけれども、いまの説明で正しいですか。わかりました。

竹田委員。

竹田委員 積立金、この扱いについては、施設側というか萩愛会のほうで清算会計の中で、これから資金を町のほうに譲渡というのか、するということになりますので、そうすればたぶんそういう話はいろんな施設側との統合協議の中では、たぶん話が出て町のほうは腹決まっているのではないのかなと思うのですけれども、もし決まっているとすればこういう扱いでこうだ。正式な額だとかこれからの用途というか使い道については、これから縷々内部協議を含めてこうなりますというところなのか、全く宙に浮いた話なのかという部分、わかる範囲内で副町長、だいたいわかっていると思うのですけれど。

鈴木委員長 副町長。

大野副町長 ただいまの恵心園さんのと言いますか、社会福祉法人萩愛会の資産の関係でございませう。

施設運営の会計と法人会計と二つの会計になっています。施設会計は、入所者の運営関係です。そして、そこで剰余金が出た場合に法人会計のほうにあって、施設の改修費等に使うために積み立てをしていく。その積み立てがございませうので、それは町のほうでこれは昭和60年に建てた時に、建設費の厚労省の補助金のほかの補助残については、医療事業団から借入れをし、町が全て元金も利息も支払いをしたのです。

ですから、法人のほうで建物の減価償却はしていますけれども、自分達で負担をしたかというところではないのですね。そういうのもありますから、町としてはいただいた施設を今度は解体ということも考えていかなければいけないわけです。解体のことも考えていくと法人のほうにお願いをして、町に寄附という手続きはできませんかという話をしたところ、法人の定款の中に町に寄附するというふうな整理がされれば、町のほうに寄附ができる。

そうでなければ、先ほど鈴木委員長がおっしゃった「国へ」ということにもなりかねないのですが、そうではなくて法人定款を変えていただきましたので、いまそういう手続きになっております。

それで、2億円程度というのは、これは清算管財人が清算行為を行わなければ金額が決まりませう。先ほど事務局長が言ったように、支払がまだ3月31日で終わったとしても支払が残りますから、その支払を全部終えて、そして残ったお金をということになります。

それがおそらく2億円くらいじゃないだろうかということで、今度は新しい施設の運営ということになりますと、施設の運営に対して安定的な財源を確保していかなければなりませんから、経営安定のための資金として1億円は病院事業会計のほうにという内々の話はしております。それが決まれば、このあと議会のほうにまた清算管財人による清算行為が終わったあとに提案するということになります。残りについては、町のほうで解体費を含めていただいでいくということになります。

鈴木委員長 竹田委員。

竹田委員 扱いは基金か何かということでないの。

鈴木委員長 副町長。

大野副町長 病院事業会計の中で、剰余金が出れば内部留保で扱っていますよね。あの考え方と一緒にです。

鈴木委員長 ほか。

福嶋委員。

福嶋委員 1点、今度は4月から特養がいままで50床が80、最大88床になるわけですけども、いままでは老健の生活保護に該当する人は入所できなかった。今度、特養になった時にそういう人が出てきた時に入所できるかどうか、その辺お願いします。

鈴木委員長 平野病院事務局長。

平野病院事業事務局長 老健についてはおっしゃるとおり、生活保護受給者につきましては、入所ができませんでした。

今回、特養に変わるのですけれども、以前は特養も個室型については、入居することができなかったのですけれども、たぶん平成25年か24年ぐらいの法律改正によって、個室型であっても生保のかたについては入居できるというふうになっておりますので、今後は入居が制限されるというような事案はございません。

鈴木委員長 ほか。

平野委員。

平野委員 収入のほうで先ほど病院の説明の中では、診療報酬が上がるという条件として、看護師が10対1・7対1、あるいは内容によってはという内容を聞かなかったのですけれども、今回も冒頭に介護報酬が上がるのが頑張りによってはということで、その後どのようなスピーディな説明だったものですからちょっと聞き逃したのかもしれませんが。

介護報酬が上がる頑張りというのはどの部分を指して、例えばどのくらいの率というのか、上がる可能性があるのかということが現状わかるのであれば説明いただきたいのが1点。

あと、予算には計上していないのですけれども、ここの予算なのか病院事業なのかわかりませんが、ホームページの改修については、現状どのようなお考えなのか。

現在、過去の病院ともリンクしているのですけれども、病院のほうからは老健に入っていけないのですよね。ただ、町のホームページからはリンクされているところに普通に入っていけて、名称についても施設の案内についてもこれまでのままなのですよ。せめて、4月1日から合併して変わりますよという案内が既にされていなければならなかったと思うのですけれども、現状このとおりなので仕方がないのですけれども、今後どのように考えているか、2点お願いします。

鈴木委員長 平野病院事務局長。

平野病院事業事務局長 今回の介護報酬も診療報酬もそうですけれども、結果を出している施設、病院は評価しますということなのです。ですから、介護報酬で言いますと例えば排泄支援、自分でトイレコントロールができなかった人がトイレに行けるようになったとか、トイレに行きたいということの意思を示すことができたというような結果があれば、これが排泄支援加算というので月100円取れるとかというようなものが出ているのです。

また、生活機能向上加算といって他職種で介護福祉士や栄養士やリハビリ職員が集まって、その人の計画に沿ったプログラムを組んで生活機能が向上したというようなことであれば1人あたり月2,000円評価されて、それぞれで100万円と50万円ぐらい、150万円ぐらい上がるというようなものがあります。

また、特養はなかなか看護師の確保ができず、夜間帯に体調を崩されたかたの対応が十分でないところもあると。夜勤も含めて常時、看護師を配置できれば夜勤職員配置加算ということで、入所者1人あたりに210円付くのです。これが最も大きくて、年間で600万円ぐらい付くのです。ですので、職員も確保しつつ夜勤体制をしっかりとやってサービスの上、利用者さんの機能が向上すれば加算は付きますよというふうなシステムになっておりますので、これまではやればやったものについては評価されるのですけれども、これはやったものに対してどういう結果が出たのかというようなこともしっかりと報告しなければ加算はもらえないというようなシステムになっていますから、やっただけじゃなくてそれをきちんと検証をして、効果が出すまでというようなことになっていますから、介護福祉士の質の向上も図りつつやっていかなければならないというふうに考えておりますので、すぐできるかどうかはわかりませんが、やはり安定した経営のためには加算はしっかり取っていくということでやっていきたいと思っておりますので、いまの予算のほうには計上していませんけれども、4月以降新体制になった中で一つでも二つでも加算を取れるように取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

ホームページのほうですけれども、ご指摘されるまでちょっと私も全く認識していなかったということで、大変申し訳なく思っております。

リンク張るのは、病院のほうからはすぐ張れるのですけれども、いつで特養に切り替わりますとかというようなことまで改修しなければなりませんので、その辺のやれることは速やかにやっていきたいと思っております。

ただ、新しいホームページにつきましては、予算計上もちょっとしていなかったもので、そうすると自前になるのかなというふうに思いますから、はたして自前がいいのか、それとも病院のようにある程度ノウハウを持った業者をお願いして、アクセス数を増やしていったほうがいいのかというような問題もございますし、いま4月からはじまります3町の在宅医療介護連携推進事業の中でもホームページもやるというような最終的な目標もありますから、その中で各町が持っているサービス事業はこんなものだよというようなことを診療圏域外の函館の病院にも見てもらって、木古内は特養と病院があって、病院は包括ケア病床があると。知内で行っている介護サービスは何かというのを一括りにしてやることもできますので、1年の中でその辺も含めまして、新たなホームページは設置するというのをこの場ではお約束して、手法等につきましては費用が発生するようであれば改めて補正も含めた中で対応していきたいなというふうに考えております。

鈴木委員長 平野委員。

平野委員 ホームページについては、いまの病院のホームページがすごい業者に依頼しているだけあって、素晴らしいページだと思うのです。ただ、ホームページというのは内容はもちろん大事なのですが、まずは現在の情報を速やかに教えるというのが一番重要ですので、自前でも良いと思いますので、病院のページと比べれば見劣りするかもしれませんが、まずは現在の情報をしっかりと張り付けるようにできるだけ早くお願いしたいと思います。

あと、介護報酬のいま聞いて加算の分がそれ全部プラスにするというのはよっぽど大変なことだと思いますけれども、当然ながら加算分が発生すると思うのです、努力によっては。当然、企業ですから企業の運営のために、加算分はその企業がという考えはわかるのですけれども、やはりそれを達成されるためには、職員さんの苦勞・努力があつての加算になると思いますので、できればその加算になった分は、その何パーセントという数字は申しませんが、職員さんにも反映されるような努力がきちんと職員さんにもプラスされるような病院としての考えをいろいろ構築していただきたいとこれは要望として終わります。

鈴木委員長 ほか。

もしなければ、1点よろしいでしょうか。

予算としては事業会計になるのですけれども、以前から決算・予算委員会、あといさりびと恵心園の合併のタイミングで、たびたび話題になっていました院内保育所について、医療・福祉等が幅広い活用方法を検討していただけないでしょうかというような議論をしてきているはずなのです。その中で、子育て世代の働く環境でありましたり、環境の整備でありましたり、あと人手不足の観点からも合併したことにより、いままでの実績、医療状況を確認して、合併したことによりニーズがさらに増えたのかどうなのか。結論として合併後も以前と変わらない運営方法でいくのか、それとも少し枠を広げていさりびのかた、医療・福祉関係のかたも利用できるのか、ちょっとその説明を求めたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

平野病院事務局長。

平野病院事業事務局長 院内保育所の設置につきましては、設置規定か設置条例いずれかで定めているのです。その中で、基本的には国保病院に勤めているかたを対象に保育として預かっております。ただ、この間介護従事者も不足しているのも事実ですし、有効的な活用からすれば門戸を開放して、病院事業職員のかたが働きやすい環境の中で預かるというのも一つの手法かと思うのですが、いま現状、保育士が2名しかいないのです。2名だと限界があり、24時間保育も行っていますので、看護師が夜勤に入る時は預かると。そして、明けで帰られてというようなことであれば、2人で24時間回していくというのもなかなかできないことでもあります。ですので、保育士の採用については、継続的に行っているのですけれども、なかなか資格職で集まってこないというようなところもあります。保育士の確保ができましたら、介護従事者の不足という問題が払拭されるのであれば、管理者の権限で預かるということができるといふ条文がありますので、それを適用させて適宜対応していきたいなというふうに思っています。

ただ、病院保育所の運営にあたっては、基本的に町内に民間の私立保育所がありますの

で、こちらでまずは預かっていただいて、そこで預かれない分をあくまでも補うことになっておりますので、24時間うち保育所を使うということではなく、民間で補えない部分を当院事業所の保育所が補うというふうになっておりますので、その辺も十分PRしながらやっていきたいと思っております。ことしも2名のかたが病院事業の看護師さんが出産する予定でありますので、いま鈴木委員長のほうから言われたとおり、喫緊の課題なのかなというふうに思っておりますので、保育士の確保も含めてやっていきたいなというふうに思っております。

鈴木委員長 ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

鈴木委員長 ないようですので、高齢者介護サービス会計の予算審査を終えたいと思っております。

引き続き、平野病院事務局長の説明を求めます。

平野病院事務局長。

平野病院事業事務局長 予算資料の125ページ、予算書は32ページでございます。

資本的収支であります。

資本的支出の第1款 資本的支出、第1項 建設改良費、1目 有形固定資産購入費では、給与業務のシステム費用として、181万5,000円を予算計上しております。

また、2項の企業債償還金、1目 企業債償還金の介護サービス債元金償還金として、3,074万3,000円を計上しております。

本年は、過疎債の償還がございませんので、例年資本的収入で見えております他会計負担金については、計上しておりません。以上です。

鈴木委員長 説明が終わりましたので、各委員より質疑をお受けいたします。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

鈴木委員長 ないようですので、以上で病院事業所管の全ての予算審査を終えたいと思っております。

病院事業の皆様、お疲れ様でございました。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後4時24分

再開 午後4時32分

(5)その他

鈴木委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

各委員の皆様、お疲れ様でございました。本日の予算審議も無事予定どおり終えることができました。ありがとうございます。

本日の予算審議の中で、町長総括になるものがあつたかどうか各委員の確認をしたいと思います。いかがでしょうか。

平野委員。

平野委員 そのような話になる事柄はなかったと思いますが。

鈴木委員長 わかりました。それでは、本日の予算審議については、町長総括なしということでお受けいたしました。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後4時32分

再開 午後4時33分

鈴木委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

企業振興促進助成金5,000万円に関しまして、昨日、副町長への話し合いの中で、本日、町長より報告がございました。その中で、予算委員会としての考え方をいまこの場で全員の考え方を取りまとめたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

新井田委員。

新井田委員 経過に関しては、きのう平野委員から一番最善の案だということで、できるならばいまの5,000万円に対する町内の助成含めた中で、いわゆる修正した形の原案の中でどうだということで、全体の流れは副町長にも申し添えたはずだったのだけれども、そういう中で良い方向に検討してみますという形で、ちょっと持ち帰っていただいた中で、きょうの町長の発言になったわけですが。我々とすればいま言ったように、行政のほうから原案がこの部分の中のそういう案を取り持っていただくことが一番理想的な流れじゃないかと。これが例えば、これをとおしてしまうといまの町民感情からいったら、「ああ、やはり議会も一つは賛成だね」という見方、平等な立場というような中での評価にならないという懸念があるのですよね。そういう中で当初、委員会の中で揉んだ別の案も副町長は要するに、事業計画のないものには予算付けしないという発言もあった中で、それじゃあということだったのだけれども、そういうことで町長の話はもう何か思いは前しか見ていないというような状況の中で、いま言ったようにこういう特別委員会みたいな形になってしまったのだけれども。我々とすれば、皆さん一人ひとり発言していないから、基本的には意思の疎通をきちんととった中で、もう一回行政に申し出するという流れになると思うのです。だから、皆さんが私は反対だとか、私は賛成だとかという部分を必要な部分になりますので、その辺もちょっと考慮しながら進行していただければと。委員長、そういう流れで良いのかどうかわかりませんが、そんなふうに私は思っています。

鈴木委員長 それでは新井田委員、委員一人ひとりに聞いてみたほうがよろしいということですか。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後4時38分

再開 午後5時13分

鈴木委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

企業振興促進助成金5,000万円に関しまして、委員会としての考え方を取りまとめたしました。休憩中に議論をしたことをもう一度町長へお伝えし、返答を待ちたいと思いま

す。その結果を踏まえ、また委員会で協議していきたいと思っております。

皆様、各委員、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

鈴木委員長 異議なしと認め、そのように決まりました。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後5時14分

再開 午後5時14分

鈴木委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

本日の審議は全て終了いたしましたので、本日はこれで散会いたします。

あすは、午前9時半から開会いたします。どうもご苦労様でした。

説明員 大森町長、大野副町長、若山総務課長、構口建設水道課長、片桐主査
岩本主査、小西主査、土門主事、小田島主査、野村教育長
渋谷生涯学習課長、渋谷学校給食センター長、塚主査、平野（智）主査
松本主任、木元（豊）学芸員、小澤病院事業管理者、平野病院事業事務局長
岡山総看護師長、西山（敬）主査、尾坂（恵）主査、東出主査、石川主事
東主査

傍聴者 なし

報道 なし

予算審査等特別委員会

委員長 鈴木 慎也